

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第二十六号

昭和二十八年三月二日(月曜日)午後二時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
木内 四郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
平沼 彌太郎君
小林 政夫君
杉山 昌作君
野溝 勝君
松永 義雄君
堀木 鎌三君
稻垣 平太郎君

政府委員

大蔵政務次官 愛知 揆一君
大蔵省理財局長 石田 正君
大蔵省管財局長 阪田 泰二君
事務局長 木村 常次郎君
常任委員 会専門員 小田 正義君
常任委員 会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省銀行 狩谷 亨一君
局保険課長 狩谷 亨一君

○地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣送付)

○昭和二十一年度における一般会計、

帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(中川以良君) 只今から委員会を開きます。

今日は、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案、昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案、保険業法の一部を改正する法律案並びに社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題といたします。先ず政府より提案の理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案につきましては、その提案の理由を御説明申し上げます。最近の地方財政の状況に顧みまして、

今回、政府は国の行う直轄事業について地方公共団体が法律に基いて負担する負担金については、これを地方債で納付する特例措置を設けることが適当と考えましてこの法律案を提出した次第であります。

即ち国の行う直轄事業について地方公共団体が道路法、河川法、土地改良法及び港湾法等の法律に基いて負担する負担金については、政府は自分の間、当該地方公共団体の発行する地方債の証券を以て納付させることができることとし、利率、償還方法、収納価格等については政令で定めることとしようとするものであります。而して本措置は、昭和二十八年以降の国の行う事業についての地方公共団体の負担金の納付から適用することとしております。

なお、昭和二十七年以前に負担金でその納付期日までに納付されなかつた負担金については、その納付計画を立てさせまして、その納付の促進を図ることとしたしますが、而もなお未納となるものにつきましては、延滞利息を附することができるとして、その滞納の防止を図ろうとした次第であります。

次に昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

政府が昭和二十一年度において昭和二十一年法律第五十五号及び昭和二十二年法律第十号に基づき借り入れた借入金の現在高は、一般会計において

百五十一億七千八百六十六万円、郵政事業特別会計において五億六千三百七十四万円でありまして、その償還期限は昭和二十五年法律第六号により昭和二十七年年度末まで延期せられておりますが、同期限までに償還いたしますことが困難でありますので、償還期限を更に三カ年延長することとし、その間に必要の場合には、公債に借り換えることができることとしようとするものであります。

第三に、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由を御説明いたします。

旧外貨債処理法により邦貨債に借り換えられ無効なものとなされました我が国の外貨債の一部を有効化することにつきましては、一昨年末現行法の制定をみたところでありますが、現行法の下において未だ有効化されていない外貨債の証券又は証券から切り離された利札のなかには、海外の証券市場において取引され、現在においては借換當時の所有者以外の者によつて善意で所有されているものもある状況であります。これらの善意取得者に対しまして、このような証券又は利札が無効であると主張いたしますことは、一般の証券取引の慣習から考えまして極めて困難であり、又我が国の対外信用保持の見地からいたしましても好ましくないと考えられます。このような事情を考慮いたしまして、第一に、無効とさ

れた外貨債で、現在善意の取得者によつて所有されているものを有効化し得る途を開き、第二に、利札だけが単独に取引されているときは、親証券の有効化を待たないでその利札だけを単独に有効化し得る途を開くこととした次第であります。

第四に保険業法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、航空保険事業についても、海上保険事業と同じく、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び事業者団体法の適用を除外することとしたことであります。

航空保険事業は海上保険事業と同じく国際性が強く、且つ引受物件の価額が巨額に上ることが多いので、利率協定、再保険プール協定等の共同行為が必要とされるのであります。このような特殊性に鑑み、海上保険事業と同じく私的独占禁止法等の適用を除外することとしたのであります。

次に、保険会社については、その決算の完了に特に日数を要する事情に鑑み、定時総会の場合に限り、その株主名簿を閉鎖することができ期間を、商法の規定にかかわらず九十日間といたしました。

その他、保険会社の責任準備金の計算に關し必要な事項を命令で定めるところとするほか、若干の規定の整備をすることとしたいたしました。

最後に、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十二年以来、神社、寺院等に無償で貸し付けてあつた国有財産を当該神社、寺院等に対し、無償譲渡又は半額売却の処分を行なつて参りました。社寺境内地処分審査会はこの処分に当り、大蔵大臣の諮問機関として大きな役目を果して来たのであります。現在の段階におきましては、その設置の目的を達成したと認められたるに至りましたので、この際社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようとするものであります。

以上が五つの法案の提案理由の説明でございますが、何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(中川以良君) それでは先ず旧外債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(石田正君) 只今提案理由の説明がございましたが、それに附帯しまして、補足的にこの法律案につきまして御説明を申し上げます。

この元の法律ができました場合におきまして、有効化できますものといひましては三種類を挙げたわけでありまして、第一は本人の承諾を得ないで借換が行われたもの、それから第二は質権者が持つてゐるものを質権者の同意を得ないで借換されたもの、第三といひまして、敵産管理当局によりまして差押えられていたもの、この三つの種類のものゝを活かすといふことにいたしました。

わけでございます。ところがその三者のいずれにも該当いたしませんので、而も善意の者が持つてゐる証券があり得るわけでございます。この処理につきましては、将来様子を見ましてから改正の必要があればそのときに改正をいたしたいという気持で、この前の法律案のときにおきましてはその項を設けなかつたのでございます。この第四番目の種類に属すると申しますか、そういうものにつきましては、これらの証券はいずれも無記名証券なのでございまして、従いまして転々売買されることは常態でございまして、又善意の取得者がそれを取得いたしました場合に、これを無効であるといふことに取扱いますことは非常に無理があつたわけでございます。これを英米におきましては、この実情から申しますと、アメリカにおきましては、戦争が開始されましたから日本の外貨債証券は取引が行われなかつたのでございまして、併し一九五〇年になりましてから、それが取引所に上場されるということになりました。この場合日本国政府といたしましては、そういう借換が行われまして、国内におきまして邦貨債が用ひられているものについては一つその取引をためて欲しいといふので、そういう証券の番号を向うへ出して、そしてそれが取引所で取引ができないようにといふことを依頼いたしました。これに対してアメリカ当局では日本国政府の要求を入れまして、そういうものの取引を取引所においてすることを差止めておつてくれたのであります。併しなほいろいろ事情がその後わかつたのであります。そういう段階に至ります前に、取引所は通つておらない

けれども、店頭において売買されるということもこれは行われ得たのでございまして、又その他相対売買等におきまして、全く善意の取得者が取得しておるといふものが起つて来たのでございまして、これらのものにつきまして、去年外貨債の処理につきまして英米の代表者と話し合ひをいたしましたときにおきまして、こういうふうなものを無効化しておくことは国際常識に反することではございまして、是非有効化の措置を講じて欲しいという強行な申出があつたのでございまして、それに対して、これは国内法上そういうことができないことになつてゐるので、今直ちにそういうふうな措置をとるわけには行かない。併しなほこの点については来るべき国会等におきましてそういう法案を提出して、そして幸いに御承認が得られるならばそういう措置をとるといふことを考えようといふことで戻つて参つたというやうな次第でございまして、そういうわけでございますので、今回の改正はこの第一ページにございまして、真中ごろに書いてございまして、その証券の所有者以外の者が所持しておつて、そしてその所持者が善意で取得したといふものについてはこれを有効化し得る途を開くといふふうにいたしたいと思ふのでございまして。

それからあとこのことは条文が少しややこしく書いてございまして、これからあとと主として利札の問題を取扱つてゐるのでございまして、外貨債につきましては、この親証券と離れまして利札だけが売買されるということがあるわけでございます。そういう場合にはございまして、親証券のほうを持つて参りまして、親証券のほうを有効にしてくれと言ひますれば、当然現行法におきまして利札のほうも有効となるのでございまして、併しこれは所有者が違ふというふうな関係から、先ず利札のほうを持つて参りまして、その有効化を求めるといふことが起つて来たのでございまして、そういう点におきまして、この利札の有効化の措置を併せて講ずることが妥協と認められますので、そういう利札だけを提示いたしました場合にはございまして、この有効化するといふ途を講じたいといふのが、それからあとと全体の規定に相成るわけでございます。なお利札だけを持つて参ります場合には、先ほど親証券の場合におきまして四つの種類を挙げたのでございまして、その四つの種類のうち二つの前のほうの場合、即ち本人の承諾を得なかつたもの及び質権者の対象となつておるといふような場合におきましては、これは証券と利札が大体一つになつておりまして、特に今のところ問題になつておらないのでございまして、第三番目の敵産管理当局の場合におきましては、敵産管理当局がまゝ向うの清算の都合もございまして、親証券のほうの有効化をあとと申しにいたしまして、利札のほうをこれだけ有効化して欲しいといふやうなことを言つて参るのがございまして、それから又第二の問題といたしまして、さつきの転々流通する関係上善意の取得者が利札だけを持つて参りまして、これを有効化して欲しいといふ、こういう申出がございまして、それらにつきまして有効化し得る途を開きたい、こういうわけでございます。これ

が即ち二ページの真中までの問題でございます。それからその次の5と書いてありますところの分は、これは少し技術的なものでございまして、外貨債処理法ができましたのが開戦と同時にございませんで、昭和十八年になりました。外貨債処理法ができたのでございまして、外貨債処理法のできまして前におきましては、為替管理法によりまして、債務者は特別の勘定にその利札相当分を払い込むことによりまして債務を免除しておりましたので、これらのものは国内法的には違つておりますが、対外的には一つになつておるわけでございます。こゝは対内的な法制との関連におきまして、昭和十八年の八月以前のものにつきましても同様のことをするといふ意味のことがこの五項として出ておるわけでございます。

第六項は有効化いたしました場合に大蔵大臣としてとるべき措置を講じた次第でございまして。

それから第五項は一項を加へまして、四項として新しい規定が附加えられることになつておりますが、これは利札につきましても政府が債務を払いますところの義務を承継するといふ点でございまして、これは外貨債処理法のときに全部残つておるものは政府が債務を承継するといふ建前になつておりますので、その点を技術上補足いたしました次第でございまして。

なお、数字的な点につきましてはこの際併せて申上げたほうがよろしいかと思ひます。或いは御質問の際に譲りましたほうがよろしいかと思ひます。

○委員長(中川以良君) 質問中に一つ
お願いいたします。

○政府委員(石田正君) それでは一応
この程度で内容の説明は終らせて頂き
たいと思います。

○委員長(中川以良君) 次に保険業法
の一部を改正する法律案について内容
の説明を聴取いたします。

○説明員(狩谷幸一君) 只今御説明申
上げました保険業法の一部を改正する
法律案に關します提案説明に補足いた
しまして、内容の説明を申し上げます。

今回の保険業法の一部の改正の要点
は三點あります。第一點は、航空保険
事業につきまして、海上保険事業と同
様に独占禁止法の適用を除外いたすこ
うな点であります。第二點は、商法の
保險会社に關しまして、商法の株主名
簿閉鎖期間に關する特例を布くとい
う点でございます。第三點は、責任
準備金に關する規定を法律にのっとり
根拠を置くことになつたこと、及びそ
の他若干の規定の整備を
図つた点であります。

以下三點につきまして概要を御説明
申上げたいと思つております。第一に、航空
保險事業を独占禁止法の適用除外にい
たしました点は、これは我が國の航空
機の所有、製造が終戦以來禁止されて
おりました關係で、従つて保險事業自
體としても航空保險といふことは成立
し得なかつたわけでございまして、昭
和二十六年十月に民間航空が再開さ
れ、更に昨年四月の講和条約の発効と
共に航空機の所有及び運行が全般的に
許されるに至つたわけでございまして、
それに伴ひまして定期航空のほか通信
とか或いは新聞、宣伝、広告、遊覧等
の事業におきまして航空機の利用が急

速に増大するに至つたわけでございま
す。従ひまして、それに伴ひまして航
空保險事業が再開せられることになり
ました。戦前におきましては、我が國
では航空保險事業を営んでおりました
会社が五社ございまして、現在では
十三社が航空保險事業の免許を受けて
おるような状況でございます。かよう
な航空保險事業につきましては、その
性質から申しますと、海上保險事業と
同様に國際性の非常に強い事業でござ
います。又一件の引受金額が非常に多
額に上つておりますので、保險の危険
分散の趣旨から申しますと、どうして
も共同引受を要する。更に我が國とし
て保有できない限度につきましては海
外に再保に出すというような必要も生
じて来る。又利率におきまして、我
國の保險会社としての保有限度にお
のづから限度がございまして、海外
に再保に出す關係上、海外のレートと
同一のレートで行くということが実務
上の建前になつております。さような
点を考慮いたします場合には、海上保
險と全く同様な性質を有するものとし
て、共同行為に關します独占禁止法の
適用を排除することが必要となつて参
るわけでございまして、従ひまして、今
回の改正案におきまして、海上保險事
業と同様に航空保險事業も独占禁止法
の適用を除外するような措置を講じよ
うとしたしておるわけでございまして、

なお、この航空保險事業の内容とい
たしましては、現在は保險業法上認め
られておりますものは、航空機械に關
します保險と、航空運送即ち航空機に
よつて運ばれる貨物に關します保險、
それから第三に航空機によりまして
第三者の、他人の生命、身体その他財
産に損害を与えた場合におきます損害
賠償義務に保險をかける場合、以上三
種を含んでおりますが、今回の改正に
おきましては、特にそのほか航空傷
害保險につきまして併せて航空保險事
業の中に入れて、独占禁止法の適
用を排除しようとしたしておるわけ
でございます。かようにいたしておりま
すのは、外國、アメリカその他の國の
約款におきましては、我が國の約款と
異りまして、航空保險事業の中に航空
傷害保險を含んでおります。これに対
しまして我が國の場合は傷害保險の中
に航空傷害保險が特約として付いてお
ります。併し諸外國との關係も考慮い
たしまして、航空傷害保險事業につき
まして一般の航空保險事業と同様に
扱うことが適當と認められたからで
ございます。

次に、第二の商法二百二十四条の二
の特例を御説明申上げたいと存しま
す。商法二百二十四条の二の規定は株
主名簿閉鎖期間に關する規定でござ
います。この株主名簿閉鎖期間は決算日
の翌日から六十日以内の範圍で以て定
める、かようなことになつておりま
す。併しながら保險会社の實務とい
たしましては、責任準備金の計算等に相
當の日数を要することでもございま
すし、又その前提となりまして損害の発生
の有無等についても世界各國からの情
報を取りまとめて責任の有無を確定し
なければならぬというような手続上
の問題から相當日数を要するわけで
ございまして、どうしてもこれを三月間
の余裕を見なければならぬというの
が実情でございまして、ただかように商
法の特例を開きます場合に、多少株式
の流通という点から問題が予想される

のでございまして、その点につきまして
は、保險会社に關しましては計算が年
一事業年度になつておるのでございま
す。これは保險業法の八十二条にその
規定がございまして、その關係から申
しますれば、通常の会社が年二回の計算
であるといふこととの權衡等を考えま
すれば、九十日といふことも止むを得
ないことかと存じておりまして、かよ
うな改正を提案した次第でございま
す。

第三點は、責任準備金の計算に關し
まして、必要な事項は命令で定めると
いう規定でございまして、現在の保險業
法におきましては、責任準備金施行規
則におきまして責任準備金の計算に關
する規定若干を盛込んでおります。併
しながらこれにつきましては、保險業
法は昭和十四年にできました法律で
ございまして、當時の情勢をいたしま
して必ずしも法律に根拠を置かない命
令もいろいろ出ておりましたのであろ
うかと思はれるのでございまして、法律
にはつきりした根拠規定がございま
すので、今回の改正でその根拠規定を
はつきり与えたいというのが目的で
ございまして、その他それに伴ひまして若
干の規定の不備を是正いたしましたわけ
でございますが、第一點は、第二條のう
ちに「前條」とありますのを「第一條」と
改めたこと。第二點は、第十四條にお
きまして「前條」を「第十三條」と改めた
こと、この二つはいずれも第二條の前
に第一條の二という規定をその後に挿
入いたしました、それから第十四條に
つきましては第十三條の二という規定
を挿入したときに、当然かように
修正すべきものであつたかと考えま
す、その点が落ちておりましたので、

今回のこの規定に誤りがありますのを訂
正するだけの趣旨でございまして、又更
に第十九條の二項の中の「十萬元」を
「三萬圓」に改めましたことも、これ
は實質的には何ら變更はございませ
んのでございまして、やはり前回の法律
の一部改正に際しての手落ちではない
かと思はれますので、この際修正す
るわけでございまして、以上です。

○委員長(中川以良君) それでは次
に、社寺等に無償で貸し付けてある國
有財産の処分に關する法律の一部を改
正する法律案について内容の御説明を
聴取いたします。阪田管財局長。

○政府委員(阪田泰二君) 社寺等に無
償で貸し付けてある國有財産の処分
に關する法律の一部を改正する法律案に
つきまして、その内容を御説明申上げ
ます。

この法律の一部改正案の内容は極め
て簡單でありまして、この法律の中の
社寺境内地処分審査會等に關する規定
をこの際削除しようとするものであり
ます。この法律の内容につきましては一
応御説明申上げますと、これは大体昔
からありました法律でありまして、昭
和二十二年に全文改正になりました。
その全文改正になりました内容の概要
であります。これは大体昔社寺の上
地或いは地租の改正、或いは寄附等に
よつて國有になりました國有財産で、
そのまま社寺等に対しまして社寺の境
内地として無償で貸付けてあつた國有
財産につきまして、これがまあ宗教活
動を行うために必要だと認められる場
合には、社寺等から申請がありま
すれば、これを社寺に無償で譲渡でき
る、こゝろ、それから本来土地、寄
附、地租改正等によつて國有になつた

ものでなくとも、現に国有財産法によつて社寺等に無償で貸付けてあるもので、宗教活動に必要なものは、これを時価の半額の値段で売却することができ、こういう規定がこの法律改正の主なる内容であつたわけでありました。この規定に基づきまして、それ／＼社寺等から売却の申請が出て、これに對する処分をして参りましたわけであり、その売却、或いは譲与等の処分に當りましてはこの社寺境内地処分審査会に諮問した上でこれを行つ、こういう規定になつておりましたわけでありました。処分の実績をいたしましては、今日までに提出されました譲与の申請が八万二千七百五十四件、売却の申請が五百五十四件、合せて八万三千三百八件というものが処理済になつておりまして、大体この法律に基づく処分が殆んど完了したと言つてもいい状態になつております。ただ訴訟の関係が三件あり、大きな問題ではありませんが三件残つておりました、これだけがまだこの審査会にかけないで、これはまあ本年になりましてから提出されたものがあるわけでありましたが、この三件だけ残つておると、こういうような関係になつております。それでこの際一応この社寺境内地処分審査会の使命も終了したものと考えられますので、この際この法律中の社寺境内地処分審査会等に関する規定を削除しようというものが今回の改正の趣旨でござい

ます。なおこの社寺境内地処分審査会につきましましては、大蔵省の設置法規定並びに政令の規定があるわけであり、これが、設置法のほうにおきましては、これは中央と地方各財務局所在地にそれ

ぞれ中央と地方の審査会があつたわけであり、地方の審査会が昨年の三月限り廃止になつております。それから同じく設置法によりまして、中央の審査会が昨年の十二月限り消滅する、こういうことになつておりました。設置法のほうにおきましては審査会が現状では存在しない、こういうことになつておりますので、かた／＼またそれに併せまして、この法律の規定も審査会に諮問しないで残りました僅かな処分ができるように改正いたす、こういう趣旨でござい

【速記中止】
○委員長（中川以良君） 速記を始め
○松永義雄君 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案の提案の理由の説明のうち三段目の、二十七年以前に負担金で納付期日までに納付になつておらない負担金はまだあると、こういうのですが、その負担金の一つ各府県別ですが……
○委員長（中川以良君） 関係政府委員、いないのですか。
○松永義雄君 これは議員提出だそうですけれども、そうですか。いずれにしても資料は出して頂きたいと思ひます。
○委員長（中川以良君） それでは委員長から一つ関係当事者に連絡をいたし

ます。
○松永義雄君 これは御承知の通り交付金の関係もあるし、それから出し遅れの関係から納付が遅れるとかといつて、各府県知事が相当ごぼしておる問題ですから、計数を一つ各府県別及び内容を一つ……
○委員長（中川以良君） 至急に資料を出させますように取計います。
それで先ず社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案について御質疑をお願ひいたします。
○野澤勝君 これと直接関係があるかどうか知りませんが、たゞ／＼関係法案が出ましたので、この際お聞きしておくのでござい

ます。富士山の八合目の山下に關する問題でござい

ますが、これは静岡県、山梨県とがちやん／＼ばら／＼を演じておるのでござい

ますが、一体あの経過をみますと、大体静岡側の払下要求を承認したかのごとき大蔵当局は見解を発表されておるのでござい

ますが、これに對しましてその経緯を一つこの際お伺ひしておきたいと思ひ

ます。
○政府委員（阪田泰二君） この富士山の八合目以上の国有境内地の処分の問題につきましては、富士宮市にあり

ます。富士山本宮浅間神社、ここから只今議題になつております法律に基いて譲与の申請が出てお

りまして、その譲与に對しまして、大体八合目以上の地域には百二十二万坪ばかりあるわけであ

ります。そのうち一部の宗教上必要と認められる土地につきましては、約五万坪の譲与の決定をいたしたわけであ

ります。それに対しまして神社側から不足だといふことで譲与の提起がござい

まして、その譲与に對しまして、更に訴願につきましてもいろいろ／＼社寺境内地処分審査会に諮問する仕組にな

つております。訴願につきましまして諮問

いたしましたわけであり

ます。それで審査会のほうの諮問に對する答申をいたし

ましては、公益上必要な部分を除いて八合目以上の地域は宗教上必要なものとして浅間神社に譲与すべきである、

こういう決定になつたわけであり

ます。その諮問の答申を受けまして、大蔵大臣といたしましてはこれに對する採決をいたす、

こういう段階に現在なつておるわけ

でございます。只今お尋ねがござい

ましたように、いろいろ／＼と法律的並びに一般の感情とい

います。か、問題がござい

ますので、政府といたしまして十分慎重にその辺のところが検討いたしまして、この処分によ

法律の制定されました大きな動機であるといふふうに考へておられます。

○菊川孝夫君 そうすると、社寺に無償で貸付けてあるというものは全然なくなつてしまつたわけですか、国有財産が……今の訴訟の三つを除いては。

○政府委員(阪田泰二君) お尋ねの通りでございます。処分を終了してしまつたのであります。それで譲与されなかつた、或いは売却されなかつたといふものにつきましては、今後この法律の規定に基づきまして売却の処分をする、或いは貸付けてあつたものを取上げる、こういうような措置をするわけでありませう。

○菊川孝夫君 そういたしますと、もうこの法律自体が「貸し付けてある国有財産の処分に関する」云々、この法律そのものが必要でないのではなかつたかと思ふのですが、この点如何ですか。一般の国有財産と同じように処理する方法にしたら如何でございますか、未だにこの法律を残しておかなければならぬ理由を一つ伺ひたいしたい。

○政府委員(阪田泰二君) 只今残つております訴訟事件、或いは只今申上げました富士山頂で処分を了してないものがございしますので、そういう関係から言へば積極的にこの規定が必要であるわけでございます。そういう処分が全部完了いたしますれば、勿論この法律を新規に積極的に使うという場合にはなくなるわけでございます。お説のように法律を整理するという意味でそういう場合にはこれはなくしても別に支障はない法律でございます。

○菊川孝夫君 そういたしますと、今社

寺等に無償で貸付けてある国有財産といふのは、今おつしやつた三件で富士山などとおつしやうですが、どういふのが具体的にあるのかといふことをお示し願ひたい、これによつて貸付けてあるのがどれだけ残つておるか、これは資料でなくともわかると思ひますが。

○政府委員(阪田泰二君) 富士山の関係は別といたしまして、これは和歌山県の青岸渡寺、これは那智の滝のそばにあるお寺であります。これが境界争ひ等の関係がありまして訴訟が出ておつまして、まだ決定してないといふ形になつておつた。極く僅かの狭い所の境界争ひの問題で問題になつておる、こういう関係であります。それから増上寺も譲与、売却をいたしたのであります。一部の土地につきまして問題がありまして、残つております。訴訟が極くこれに一部の土地が残つております。もう一つは靖国神社であります。これもまあ譲与等の処分は済みましたが、一部の土地につきまして多少引つかりが残つておつたのであります。未定になつておるわけでありませう。それだけが現在残つておるものでございませう。

○菊川孝夫君 そうしますと、それらの原則としては、無償で貸付けてあるものとしては、成るべく今後は今問題になつて残つておるものはその社寺へ無償でやるというつもりか、それとも個人に処分するつもりか、あなたはどつちの方針を考へておるのですか。

○政府委員(阪田泰二君) それにつきましまして、別段社寺などへやるのか、或いは個人にやるのか、そういうふうなことはございせんので、この法律に基いて的確に譲与が受けられるもの、或いは売却が受けられるものか、どうかといふことをやはり訴訟なり何なりで判定いたしまして、それによつて措置すると、こういうことになるわけでありませう。

○菊川孝夫君 そうすると、審査委員会は設置法によつてなくなつてしまつておる。従ひましてもうこれからは大蔵省においてまあ管財局の事務として処理をされると、行政的に処分をされ、こういうことになるわけですか。

○政府委員(阪田泰二君) おつしやる通りであります。

○菊川孝夫君 そうしますと、この問題のあるところを大蔵省で以て勝手に処分をしようといふことになつて参りますと、いよいよこの利権と言ひますか、それから増上寺のごときは、これは今あつた大事な地所だと思ふのですが、場所柄から考へましても那智の滝のようなものはこれはまあ大したことではないと思ふのですが、増上寺あたりには恐らくあの近くは土地でもいろいろ問題が紛争して来ると思ふのですが、それを大蔵省が勝手にやつてしまふことになりませうと、非常に混乱する危険があると思ふのです。この際どういふふうな処理を考へておられるか、あなたの管財局で事務的に処理をする、こういうお考えですか。

○政府委員(阪田泰二君) 只今残つております一番大きな問題は、先ほどもお話しに出ました富士山ですが、これはまあ審査会にはすでに諮問済み、答申が出ておることでありませう。これはもう済んでおるわけでありませう。大蔵大臣がその決定に依つて大蔵大臣として裁決処分をするという段階でござ

います。只今御指摘のありました増上寺につきましては、これは実は増上寺に全般的な処分はすでに完了しておるわけでありませう。ただ小さいお寺がございませうが、増上寺の外側に小さいお寺がたぐさんございませう。その一部におきまして坪数は百坪以下だと思ひますが、宗教上の用途に使つておるか否かといふような点が問題になつておつた。訴訟になつておるわけでありませう。増上寺全体の問題として見ますと相当大きい問題であります。極めて小さい問題でありまして、これが現在問題になつて残つておる、こういう状態でございまして、大体もう社寺境内地処分審査会の存続期限を延長してまでやる必要もないであらうといふふうにまあ判定いたしたわけでありませう。

○菊川孝夫君 大蔵省の設置法の改正のときに十分お尋ねする機会を失つてしまつたのですが、これはこの前の行政簡素化で各委員会を整理するその一環としてこれはやられたのですか。

○政府委員(阪田泰二君) 勿論そういう趣旨もございましてと思ひます。し、大体十二月末までには処理が完了するであらう、こういう見通しの下に十二月末まで、大体三月末まで期限が一応終つておつたのであります。それを更に延長して十二月末までに全部完了する、こういうことでやつたわけでありませう。

○菊川孝夫君 次に、この法律に基いて処分をされたもので、社寺等におきまして相当不服、不服と申しますか、従来の慣習からしてこういう処分をされては困るというふうな問題が起きておるのではないですか、この点お伺ひ

いたしたい。社寺境内地処分審査会は通つた、而も大蔵大臣の判定も下つたにもかかわらず、現地の社寺等におきまして長い間の習慣から考へて、こういう処分をされては困るというふうな問題が提起されておるのではないか、この点について。

○政府委員(阪田泰二君) これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、八万余件ありました譲与、或いは売却の申請に対して処分を一応完了したわけでありませう。それに対して訴訟が出て来たものも多少ございまして、その訴訟に対する裁決も一応今の三件を残しまして済んだ、こういう状態になつておるわけですが、その訴訟に對して裁決をいたしまして、なお当事者が不服でありましたら、今度それに対して訴訟が出て来ます。現在訴訟になつておるものは一件だけしかございませう。大体今後もうそういう不服、不満があつて、訴訟まで起して決定的結果を争うというふうなものは、さう出ましても余りないのじやないかといふふうに私どもとしては見ておるわけでありませう。

○菊川孝夫君 もう二点だけお伺ひしますが、この社寺等に無償で貸付けてあるといふのは、これは一体いつ頃無償で貸付けたか、これはどういふときに歴史的な因縁を持つておるんですか、国有財産として無償で貸付けたといふのは。

それからも一つ、どこの社寺等にも大抵このようにして無償で貸付けておつたんですか。その点はどういふ関係で無償貸付というものが行われておつたか、その点もつと伺ひたい。

○政府委員(阪田泰二君) このことにつきましては、大分古いところははつきりしないところがありますが、明治初年に社寺の土地を土地した、或いは地租改正に当つて国の所有になつた、そういう沿革であります、国有財産にはなつたわけでありませんが、それをそのまま社寺の境内地として社寺に管理しておつたというやうなことが最初の無償貸付のやうな形をとりました沿革であらうと思ひます。国有財産が大正十一年にできまして、国有財産に対する法規を整備することになり、したそのときに、国有財産法に基く無償貸付という形式をとることになつた、その後ずつとそういう形になつて来ております。

○菊川孝夫君 そつちいたしますと、明治から徳川時代からずつとそのお寺の大地所有地であるぐらゐに見ておられたのが、明治時代になつて地租の改正その他によつてお寺の所有地かどうか、所有権がはつきりしなかつたものを皆国有財産に編入してこれを無償で貸付けられてあつた、こういう歴史的なものですか。

○政府委員(阪田泰二君) 大体におきまして、そういうやうな感じのものでございませう。

○菊川孝夫君 中には耕地になつておる、いわゆる農作地になつておる、社寺等が持つておる畑であるとか田圃であるとかいふやうなもので、そういうものに該当するものはないでしようか。

○政府委員(阪田泰二君) これは形式的に境内地として無償貸付になつております土地であります、実体が農地になつておるといふものは、これは農地といひまして農林省のほうに移管しておる。自作農その他に解放しておる、こういう手続になつております。その他社寺の境内地になつておりましたも、実上例えは家屋が建つておる、料亭に使つておるといふやうなものが、ありますれば、そういうものは宗教上必要なものと認められませんが、そういうものは譲与或いは半額売却の処置はいたしてないわけでありませう。

○菊川孝夫君 実はその点について、皇大神宮の境内では、農地であるか、皇大神宮の所有地であるかといふので、未だに係争になつておるの一件あるといふことを先般大蔵委員会で出張いたしましたときに説明を受けたのでございませう、それも歴史的な因縁もよくわからないのだが、農地と社寺の境内地とで今争ひになつておるの一件あるといふのであります、今出ておる訴願のうちには出ていないやうですが、これはやはりこの法律によつていづれは処分をしなければならぬ問題だらうと思ひますが、よく御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(阪田泰二君) 訴願関係の農地につきましては、約十二万坪ほどと記憶しますが、農地として解放いたしましたものがございませう。併し農地の形をいたしておりまして、伊勢神宮の宗教の性質上、宗教用に使うといふやうな性質の農地もございまして、そういうやうなものは譲与される、こういう形になつております。それで只今その処分に対しまして、問題になつておるものがあるといふやうな仰せでございまして、只今このところ神宮に対する譲与或いは売却の処分に対しましては、訴願が出ておるものはないやうに承知いたしております。

○委員(中川以良君) よろしうございませう、ほかに御質疑ございませうか。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それでは只今の法律案に対する本日の質疑は一応打ち切りまして、次にそれは保険業法の一部を改正する法律案につきまして、質疑を行います。

○野澤勝君 簡単ですが、一点だけお伺ひしておきます。先ほど政府当局の御説明によりまして、確かに本法案は性格を改変するといふやうなものでないことはよくわかりました。そこで私はこの保険業の損害保険ですけれども、今度は基金を十万円を三千万円にするにしようといふ改正案でございませう、一休金の価値が下りまして、物の価値が幾何級数的に上つておるこの際、かような小額の基金で特にこれからの航空保険事業などをやろうといふことは、私は内容的にお聞きすると、非常に矛盾と言ひましようか、無理がありはしないかと思ひます。こういう点に対して、私は素人によくわかりませんが、運営に妙手があつたならば、一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○説明員(狩谷亨一君) 只今の内容説明につきまして御説明申し上げましたこととは、実は多少説明が不足であつたかと存じますが、保険会社の資本金或いは基金につきましては、第三条の規定によりまして、総額三千万円以上といふことに定められております。この規定には沿革がございまして、明治三十三年だつたかと記憶しますが、第一回の保険業法ができました当時昭和

二十三年まで十万円と書いてございまして、それを昭和二十三年におきまして、現在の三千万円に一挙に引上げたわけでございます。勿論三千万円あれば十分だとは、その後の貨幣価値の変動等を考えますと、三千万円で必ずしも足りるかどうか、なおこの点は多少の問題はございませうかと思ひます。又三千万円でスタートするといひましたけれども、最近の情勢に鑑みますと、相当いろ／＼なむずかしい問題もあるやうかと思ひます。三千万円あれば必ずよろしいといふことではなくて、少くとも三千万円以上なくてはならないといふ意味でございませう。

○野澤勝君 お伺ひしますが、併し三千万円以上と書いたところで、三千万円が一つの基準でしよう、これには間違いのないでしよう。そうすると三千万円なら妥当であらう、可能であるといふことですね。ですからそういうことであれば、私は三千万円といふ最低限度で果していろいろ保険事業で対応し得るかという自信の点についてよくわからぬから、この点についてお伺ひするのです。

○説明員(狩谷亨一君) 三千万円といふのは、只今申し上げましたやうに最低限度の意味でございませう、最近の昭和二十三年当時には、或いは三千万円ならば相当しつかりした火災保険会社ができるというやうな見通しがあつたかと思ひますが、只今のところではいささか低きに過ぎるやうな感じは持つております。従ひまして大体五千万円乃至一億円見当は少くとも必要ではないかと実務上は考へております。又養種につきましては、航空保険事業につきましては、これは相当や

り責任準備金の増強があるとかその他の条件が整ひませんと、一件の事故が起つた場合の損害が相当大きいことを考へますと、三千万円あれば直ちに保険事業ができるということは言へないかと思ひます。

○委員(中川以良君) よろしうございませう。ほかに御質疑ございませうか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○委員(中川以良君) それではお諮りいたしますが、別に御発言もないやうでございませうが、本法律案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。よつてさうに決定をいたします。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中川以良君) 速記をつけ

それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。ございませうか、……格別御発言もないやうであります、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。保険業法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長口頭

第六部 大蔵委員会会議録第二十六号 昭和二十八年三月二日【参議院】

報告の内容は、本院規則第四百条により、本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することにしてあらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に報告する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

稲垣平太郎 大矢半次郎
野澤 勝 平沼彌太郎
黒田 英雄 松永 義雄
堀木 鐘三 西川甚五郎
小林 政夫 杉山 昌作

○委員長(中川以良君) それでは次に、旧外債償還法による借換済外債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部を改正する法律案について質疑を行います。

○小林政夫君 この本改正措置に該当する外債償還法のくらの金額を見積られておりますか。

○政府委員(石田正君) 先般この改正のもとになりますところの法案の御審議を願いましたときにも一応数字を申し上げたのですが、これはなかなか推定が困難な部分がございますので、その意味で多少不正確なところがあるということを御了承の上で御聞き取りを願いたいと思つてござい

ます。大抵この問題になりますところの証券は、日本政府は無効であると言つておられるけれども、現物は残つて

おつて、そうして無記名証券として転流通されておるほどの可能性を含むものがこの有効化の問題にかかるわけでございます。一番初めこういう証券が一体どのくらいあるかという総額につきまして、当時のろく／＼と残存資料に對しまして計算をいたしたのでござい

ます。そのときの数字は米貨債にいたしまして額面額で八百五十万三千ドル、円にいたしまして三十億円をちよつと超える数字になつております。それから英貨債につきましては六十五万四千ポンドというふうに大体推定されまして、これは大体六億ちよつと上の数字でございます。兩者を合せまして大体券面額だけで申しますと、三十七億見当の数字に相成るのでござい

ます。その後この現法律が通りましてから、現法律の枠内におきまして有効化の請求が参りまして、その一号から三号までに該当しますところの範囲内では、これはどうしても有効化せざるを得ないと認めまして、すでに有効化が済みましたものが、この二月の末日におきまして、米貨債におきましては四百八十二万五千ドルに相成つております。それから英貨債につきましては四千七百ポンドというふうな数字に相成つておるのであります。大体元の額の総額の半分程度のものがすでに有効化されておる次第でございます。従いまして、その残りのものが今後どうなるかというところになるのでござい

ます。この残りのものの全部が今度提案いたしましたこの改正案の全額というふうには必ずしも見えないのでござい

ます。と申ししますのは、イギリスの敵産管理局からすでに有効化の請求を受けておりますものが十五万ポンド

を超えておるのでございます。これは今番号その他を調べておりますので、筋といたしましては有効化させるを得ないと思ひますけれども、その手続がまだ未済でありますので、有効化するという措置は完了いたしてお

らないわけでございます。それからなおアメリカのほうにおきましては、大体敵産管理局関係におきまして有効化の要求があつたものが四百七十七万七千

ドルというふうな数字、これは先ほど申しました四百八十二万五千ドルのうち

でございますが、それだけやつたのでござい

ますが、アメリカ当局のやり方といたしましては、持つてゐるものを全部有効化するといふのではなく、その一部々々について、そのとき／＼に有効化を求めて来るというふうなことがござい

まして、こちらといたしましてはその正確なる数字をいろ／＼尋ねて

おりますが、なか／＼渡らしてくれませんの、残りまして米貨債の中で、

そういう関係で又有効化しなければならんとするものが相当あるかと思つて

おります。それからなおその残りの、それではそういうふうなものを除くものが全部善意取得者のものである

かどうかというところに相成りますと、この点におきましては現物はまだ

残つておりますが、一部こちらに証券を渡してきて、そうして穴を明けて

もらへるであらう措置がとれるであらうと思はれるものが、これは主として英貨債でございますが、三十万ポ

ンド近いものがあるのではないかと我

我は考へておる次第でございます。目下折衝いたしておる次第でございます

す。従ひまして、それらの数字を除きましたものが今度の改正によりまして

問題になるところの数字となる次第でござい

ます。ただ併しこれにつきましては、現在のところまだ大きなものの要求がござい

ません。ただ抽象的な問題といたしまして、こうして欲しい、ああして欲しいという要望があります

るし、従ひましてこの法律……それから我々のほうといたしましては現在そ

ういふことができないことになつておるからといふので、現実において断わ

らしているといふような実情でござい

ます。そういうことでござい

ます。具体的にどういふ数字に相成るかといふことは申上げかねるのでござい

ますが、先ほど申上げましたような数字から、一応最大限といふものをお考

えになりましたならば、一応推定がつくのではないかと、かように考へてお

る次第でござい

ます。

○小林政夫君 今お話のあつた三十万ポンドこちらで穴明け措置ができるというのはどういふものなんですか。一応借替えをやつた日本人のものなんで

すね。

○政府委員(石田正君) これは速記をやめて説明させていただきます。

○委員長(中川以良君) 速記をやめて。

午後三時五十九分速記中止

午後四時十五分速記開始

○委員長(中川以良君) 速記を始め

ます。それでは今日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

業年度の事業計画、資金計画その他予算の参考となる事項に関する書類を添え、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならぬ。

3 内閣は、前項の決定をしたときは、その予算を、国の予算とともに、国会に提出しなければならない。

4 前項の予算には、第一項に規定する添付書類を附するものとする。

(予算の内容)
第三十四条の三 公社の予算は、予算総則、収入支出予算及び債務負担行為とする。

(予算総則)
第三十四条の四 予算総則には、収入支出予算及び債務負担行為に関する総括的規定(第三十四条に規定する弾力性に関する規定を含む)を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。

一 第三十五条第二項の規定による債務を負担する行為の限度額

二 第三十三条の二に規定する経費の指定

三 第三十三条の三第一項但書に規定する経費の指定

四 長期借入金及び短期借入金の限度額

五 第四十三条の二十一第一項に規定する役員及び職員に対して支給する給与の総額及び同条第五項まで及び前二条を「第三十四条

二項の給与の支給に関する事項
六 公社の投資の目的及び金額
七 その他予算の実施に關し必要な事項

(収入支出予算)
第三十四条の五 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて項に区分する。

(債務の負担)
第三十五条 公社は、法律に基くも又は支出予算の金額の範囲内におけるもの外、債務を負担する行為をするには、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経なければならない。

2 公社は、前項に規定するものの外、災害復旧その他緊急の必要がある場合においては、毎事業年度、国会の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をすることが出来る。

(予備費)
第三十六条 災害の復旧その他予見することができない事由による支出予算の不足を補うため、公社の予算に予備費を設けることができる。

2 公社は、予備費を使用したときは、直ちにその旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第三十九条第一項中「当該予算の予算実施計画、事業計画」を「当該予算に係る事業計画」に改め、同条第二項中「第三十四条第二項から第五項まで及び前二条」を「第三十四条

の二第二項から第四項まで」に改める。
第四十条第一項中「当該予算の予算実施計画、事業計画」を「当該予算に係る事業計画」に改め、同条第二項中「第三十四条第二項から第五項まで、第三十七条及び第三十八条」を「第三十四条の二第二項から第四項まで」に改める。
第四十一条中「当該予算の予算実施計画、事業計画」を「当該予算に係る事業計画」に改め、同条第二項中「第三十四条第二項から第五項まで、第三十七条及び第三十八条」を「第三十四条の二第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「国会の議決を経たとき」を「成立したとき」に改める。
第四十二条から第四十三条の四までを次のように改める。
第四十二条 削除
(予算の流用等)
第四十三条 公社は、支出予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。但し、予算の実施上適当且つ必要であるときは、第三十四条の五の規定による区分にかかわらず、彼此流用することが出来る。
第四十三条の二 公社は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用し、又はこれに予備費を使用することが出来ない。
(予算の繰越)
第四十三条の三 公社は、予算の実

施上特に必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出を終らなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することが出来る。但し、予算で指定する経費の金額については、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第四十三条の四 削除
第四十三条の五第一項中「大蔵大臣に送付」を「大蔵大臣及び会計検査院に提出」に改め、同条第二項中「送付」を「提出」に改める。
第四十三条の六を次のように改める。

(収入支出等の報告)
第四十三条の六 公社は、政令の定めるところにより、毎月、第三十五条の規定により負担した債務の金額並びに収入し、及び支出した金額を大蔵大臣及び会計検査院に報告しなければならない。

第四十三条の七中「七月三十一日」を「六月三十日」に改める。
第四十三条の九第一項中「決算完了後」を「決算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書」を「毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書」に改め、同条第二項中「決算報告書及び財務諸表」を「報告書及び財務諸表(以下「決算書類」という。に改め、同条第三項中「決算報告書、報告書」に改める。
第四十三条の十第一項中「決算報

告書及び財務諸表」を「決算書類」に改め、同条第二項中「決算報告書に財務諸表を添附して」を「決算書類を」に改める。
第四十三条の十三第一項第一号中「無形資産及びたな卸資産」を「及び無形資産」に、「歳入金」を「収入金」に改める。
第四十三条の十八を次のように改める。
(現金の取扱)
第四十三条の十八 公社は、業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。但し、業務上必要があるときは、政令の定めるところにより、郵便局又は銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができる。
第四十三条の二十一に次の一項を加える。
2 前項後段の規定は、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、大蔵大臣の承認を受けて、特別の給与として支給するときは、適用しない。
第四十三条の二十三第三項を次のように改める。
3 公社は、大蔵大臣の承認を受けて、第一項に規定する事務の取扱手続を定めなければならない。
附則
1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
2 日本専売公社の昭和二十八年

の予算については、改正後の第三十四条の三及び第三十四条の四の規定の適用については、これらの規定中「収入支出予算」とあるのは「歳入歳出予算」と、改正後の第三十四条の五の規定の適用については、同条の規定を「歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質、歳出にあつてはその目的に従つて款及び項に区分する」と、改正後の第三十五条、第三十六條、第四十三條及び第四十三條の三の規定の適用については、これらの規定中「支出予算」とあるのは「歳出予算」と読み替へるものとする。

3 日本専売公社の昭和二十七年年度の決算及び歳出予算の繰越については、なお従前の例による。

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法の一部を改正する法律案

資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二」を「第十六条」に、「第三十五條の二」を「第三十五條」に改める。

第二条第八項中「砂鉄権、」を「租鉱権及び採石権その他に、」試験研究費（試験研究のために支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。以下同じ。）を「専用側線利用権（鉄道事業者又は軌道事業者に対して鉄道又は軌道の敷設に要する費用を負担してその鉄道又は軌道を専用する権利をいう。以下同じ。）、鉄道軌道連絡通行施設利

用権（鉄道事業者又は軌道事業者が、他の鉄道事業者若しくは軌道事業者又は国若しくは地方公共団体に對して当該他の鉄道事業者若しくは軌道事業者の鉄道若しくは軌道との連絡に必要な橋、地下道その他の施設又は鉄道若しくは軌道の敷設に必要な施設を設けるために要する費用を負担してこれらの施設を利用する権利をいう。以下同じ。）及び電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担してその施設を利用し、又はガスの供給を受ける権利をいう。以下同じ。）」に改め、同条第九項中「又、株式又は出資については株金若しくは出資の払込又は現物出資の目的たる財産の給付」を削り、「（当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、その滅失した部分に對應する金額を控除した金額）をいう。」を「（相続、遺贈又は贈与に因り取得した資産については、その取得の時に對する価額）をいう、当該資産の取得後再評価日前にその一部が滅失した場合においては、当該金額からその滅失した部分に對する金額を控除した金額とする。」に改め、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 この法律において「旧再評価」とは、法人又は個人がその有する資産について、資産再評価法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百十号）による改正前のこの法律（以下「改正前の法」という。）の規定により行つた評価額の増額を、「旧再評価額」とは、旧再評価に因り法人又は個人の有する資産の評価額が増額された場合における増額後の評価額を、「旧再評価日」とは、その日現在において旧再評価を行つた日を、「旧再評価差額」とは、改正前の法第四十条から第四十三条までに規定する再評価差額をいい、「旧再評価税」とは、旧再評価差額につき改正前の法第四章の規定により課した、又は課すべきであつた税金をいう。

第三条各号列記以外の部分及び同条第一号から第四号まで中「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同条第五号から第七号までを削り、同条第八号中「産業設備法」を「旧産業設備法」に、「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同条第九号とし、同条第九号を削り、同条第十号を同条第六号とする。

第四条第四項を削る。

第五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号の前に次の一号を加える。

四 日本電信電話公社

第五条第五号中「国民金融公庫」の下に「及び住宅金融公庫」を加え、同条第六号及び第七号を次のように改める。

六 日本輸出入銀行及び日本開発銀行

七 大日本育英会、私立学校振興会、社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、国民健康保険組合及び同連合会並びに健康保険組合及び同連合会

第六条第一項第三号中「その他の有価証券（株式及び出資を除く。）」を「株式その他の有価証券（出資を含む。）」に改め、同項第五号及び同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七条各号列記以外の部分中「第十三条の二第一項又は第十四条の二第一項から第三項まで」を削り、同条第四号中「賠償指定施設」の下に「（昭和二十五年一月一日において旧工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年商工省令第一号）第一條又は旧造船関係の工場、事業場等の管理に関する件（昭和二十一年運輸省令第三十二号）第一條の規定により指定されていた施設（当該施設に附随する施設でその指定されていた施設の賠償による撤去に伴い滅失、損又は損壊することが予想されていたものを含む。）をいう。以下同じ。）」を加える。

第八条第二項中「前項又は第十三条の三」を「前項に、及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「又は第十三条の三の規定により行つた再評価の再評価額が第二十一条の二に規定する再評価の限度額に達しているとき」を削る。

第九条第一項中「株式及び、」第二十三條を削り、同条第二項から第五項までを削る。

第十条第二項中「第一項」を削る。

第十一条第二号中「（砂鉄権を含む。）」を削り、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第十三条を次のように改める。

第十三条 第六條第一項の規定による再評価は、昭和二十八年中に開始する事業年度開始の日のいづれか一日及び昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいづれか一日の日現在において行ふことができる。但し、第三条各号に掲げる資産についての再評価は、当該資産についての基準日が左の各号のいづれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日現在において行ふことができる。

一 基準日が昭和二十八年十二月三十一日以前に到來した資産については、その基準日又は基準日後同年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日のいづれか一日及び昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日のいづれか一日の日

二 基準日が昭和二十九年中に到來した資産については、その基準日又は基準日後同年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日のいづれか一日の日

三 基準日が昭和三十年一月一日以後到來した資産については、その基準日

2 法人（第三十九條第一項各号及び法人税法第九條第六項に掲げる法人を除く。）の事業年度が六月をこえる場合においては、前項の規定の適用については、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日まで及びその翌日から当該事業年度終了の日までをそれぞれ一事業年度とみなす。

3 第八条第一項の規定による再評価は、昭和二十八年一月一日及び昭和二十九年一月一日現在において行ふことができる。但し、第三条各号に掲げる資産についての再評価は、当該資産についての基準日が左の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる日現在において行ふことができる。

一 基準日が昭和二十八年十二月三十一日以前に到来した資産については、その基準日及び昭和二十九年一月一日

二 基準日が昭和二十九年一月一日以後到来した資産については、その基準日

4 第十条第一項において準用する第八条第一項の規定による減価償却資産についての再評価は、当該資産をその事業の用に供した日（その日が昭和二十八年十二月三十一日以前であるときは、その日及び昭和二十九年一月一日）現在において行ふことができる。

第十三条の二及び第十三条の三を削る。

第十四条を次のように改める。

（合併の場合における再評価）

第十四条 法人が昭和二十八年中に合併した場合又は法人が昭和二十九年中に合併し、且つ、被合併法人（合併に因り消滅した法人をいう。以下同じ。）が昭和二十九年一月一日から当該合併の日までの間に第六条第一項の規定による再評価を行つていない場合においては、合併法人（合併に因り設立した法人又は合併後存続する法人をいう。以下同じ。）は、合併の時期及び昭和二十八年中に被合併法人が再評価を行つたかどうかの区分に応じ、左に掲げる日現在において、当該合併に因り取得した同項に規定する資産について、再評価を行うことができる。

一 昭和二十八年中に合併が行われ、且つ、被合併法人が既に第六条第一項の規定による再評価を行つていないときは、昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日をいづれか一日の日

二 昭和二十八年中に合併が行われ、且つ、被合併法人が第六条第一項の規定による再評価を行つていないときは、当該合併の日又は同日後昭和二十八年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日をいづれか一日の日及び昭和二十九年中に開始する事業年度開始の日をいづれか一日の日

三 昭和二十九年中に合併が行われたときは、当該合併の日又は同日後同年十二月三十一日までに開始する事業年度開始の日をいづれか一日の日

2 前項の規定は、合併法人が合併に因り取得した資産のうち第三条各号に掲げる資産で当該合併の日までにその基準日の到来したものについては、各別に他の資産と区別して適用する。

3 法人が昭和三十年一月一日以後合併した場合において、合併法人が当該合併に因り取得した資産のうち被合併法人が再評価を行わなかつた第三条各号に掲げる資産でその基準日から当該合併の日までの期間が六月以内であるものがあるときは、合併法人は、当該資産について、合併の日現在において再評価を行うことができる。

4 第六条第二項の規定は、第一項及び前項の場合について準用する。

5 前条第二項の規定は、第一項の事業年度について準用する。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

第十六条第一項中「昭和二十五年八月三十一日以前」を「昭和二十九年十月三十一日以前」に、「第八条第一項」を「その死亡した年において第八条第一項に改め、（「家屋を除く。」）を削り、「基準日現在」を「その死亡した年の一月一日（第三条各号に掲げる資産でその基準日がその死亡した年の一月一日後死亡の日までに到来したものについては、その基準日）現在」に改め、同条第二項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十九年十月三十一日」に改め、（「家屋を除く。」）を削り、「一月三十一日」を「三月十五日」に改め、同条第三項中（「家屋を除く。」）を削り、「二月三十一日」を「三月十五日（昭和二十八年中に当該資産を事業の用に供したときは、昭和三十年三月十五日）」に改め、（「供した日」の下に（「その日が昭和二十八年十二月三十一日以前であつて、且つ、当該個人の死亡の日が昭和二十九年三月十五日後であるときは、昭和二十九年一月一日」）を加え、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第十四条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第十四条第二項中「合併法人」とあるのは「相続人」と、「合併に因り」とあるのは「相続に因り」と、「合併の日」とあるのは「被相続人の死亡の日」と読み替へるものとする。

第十六条の二を削る。

第十七条第一項中「昭和二十五年において当該資産について定められた」とを「再評価日において当該資産について定められた別表第一」を並びに再評価の時期に応じて定められた別表第二又は別表第三に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条又は租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第五条の五から第五条の八まで若しくは第二十一条の規定の適用を受ける資産についてその取得の日以後再評価日の前日までの期間につき法人又は個人が行つた償却の額（法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入された、又は算入されるべき償却額に限る。）の累計額がこれらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される償却額の限度額（以下「普通償却範囲額」という。）の累計額をこえる場合においては、当該資産の再評価額は、前三項の規定にかかわらず、前三項の

規定により算出した金額からそのこえる金額を控除した金額をこえることができない。

第十八条中「取得の時期」の下に「並びに再評価の時期」を加え、「別表第三」を「別表第四又は別表第五」に改める。

第十九条第一項中「昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額（法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。）を「再評価日の前日までの普通償却範囲額」に、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十條第一項中「土地、を、土地及びに改め、及び株式」を削り、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「第十七倍を二十五倍」に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

第二十一条第一項中「別表第五」を「別表第七」に改め、同条第二項中「十五倍を三十六倍」に、「別表第五」を「別表第七」に改める。

第二十一条の二を削る。

第二十二條から第二十四條までを次のように改める。

第二十五條第二項中「家屋及び株式を」と及び「家屋」に、「十七倍」を「二十五倍」に、「別表第四」を「別表第六」に改める。

の規定を適用した場合における」に改める。

第二十九条各号列記以外の部分中「第九條第一項」を「第九條」に改め、同条第四号中「法律」の下に「(昭和二十二年法律第百三十三号)を加え、同条第五号中「法律」の下に「(昭和二十三年法律第百四十三号)を加え、同条第六号中「規定」を「(昭和二十四年法律第百八十二号)の規定」に改め、同条第七号中「産業設備営団法」を「旧産業設備営団法」に改め、同条第十四号中「該法」を「の」の下に「並びに昭和二十五年四月一日から昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は被相続人からの遺贈に因り取得したもの及び昭和二十五年四月一日以後贈与又は被相続人以外の者からの遺贈に因り取得したもの」を加える。

第三十一條第一項を削り、同条第二項中「再評価日」を「基準日」に改め、「償還価額の減額」の下に「(固定資産の減価償却を除く。以下同じ。)」を加え、「減価償却資産又は株式」を「資産」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第三十五條第一項中「基準日」を「再評価日」に改める。

第三十五條の二を削る。

第三十六條中「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項又は第十四條の二」を「又は第十四條第一項若しくは第三項」に改め、「第十五條又は第十六條の二」を「第十六條の二」に改め、同項において適用する場合を含む。」

を削り、「第九條第一項」を「第九條」に改める。

第三十七條第一項中「から第四十三條まで」を「又は第四十二條」に改め、同条第二項中「又は贈与」を「贈与又は遺贈」に、「第九條第一項」を「第九條」に、「十萬圓」を「十五萬圓」に改め、同条第三項を削る。

第三十九條を次のように改める。

(公益法人等に対する課税の特例)

第三十九條 左の各号に掲げる法人が、その有する収益事業(法人税法第五條第三項の収益事業をいう。以下同じ)に属する資産以外の資産については、当該再評価に係る再評価差額については、再評価税を課さない。

一 日本赤十字社、民法第三十四條の規定により設立した法人、社会福祉法人、宗教法人並びに学校法人及び私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)第六十四條第四項の規定により設立した法人

二 弁護士会及び日本弁護士連合会並びに弁護士会

三 法人たる労働組合及び国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)に基き法人たる国家公務員又は地方公務員の団体

四 漁船保険組合、漁船保険中央会、農業共済組合及び同連合会、農業共済基金、国家公務員共済組合及び同連合会並びに町村職員恩給組合連合会

五 住宅組合、海外移住組合及び同連合会並びに負債整理組合

六 損害保険料率算出団体及び家畜登録協会

七 損害復旧事業団

前項各号に掲げる法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行った場合においては、当該再評価に係る再評価差額のうち、当該資産(当該法人が昭和二十五年一月一日前から引き継ぎ有していたものに限り)については、旧再評価を行ったものとして改正前の第三章の規定を適用して算出した旧再評価の限度額から当該資産の同日の直前における帳簿価額(旧再評価を行った資産については、旧再評価額)を控除した金額に達するまでの金額については、再評価税を課さない。

第四十條の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「(株式を除く。)」を削り、同条第二項中「(第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第三十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受けた第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に算入された金額を控除した金額)」を「(既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合において、当該金額のうち既にこの項又は改正前の法第四十條第二項の規定の適用を受け、再評価日又は旧再評価日の直前

における当該資産の帳簿価額に算入された金額があるときは、当該加算された金額の合計額を控除した金額)」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法人が既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行った場合において、既に前項第二号若しくは第三号又は改正前の法第四十條第三項第二号若しくは第三号の規定の適用を受け、当該資産について第一項又は改正前の法第四十條第一項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再評価法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額の合計額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第四十一條を次のように改める。

第四十二條 削除

第四十二條の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「再評価差額は」の下に「第二項の規定に該当する場合を除く外」を加え、同項第一号中「財産税評価額」の下に「から財産税調査時期後再評価日までの期間に於て所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同項第二号中「取得価額」の下に「からその取得の日以後再評価日までの期間に於て所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 個人が既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価を行

行った場合における当該資産についての再評価差額は、既に再評価又は旧再評価のうち最後に再評価したものに係る再評価額又は旧再評価額からその最後に行つた再評価の再評価日又は旧再評価の旧再評価日以後再評価日までの期間に於て所得税法による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額とする。

第四十二條第三項を削り、同条第四項中「第八條第一項又は第十三條の三の規定による再評価」を「個人が再評価及び旧再評価」に、「第九條第一項」を「第九條」に改め、「(株式を除く。)」を削り、「第十條の六」を「第十條の五」に、「減価の価額」を「償却額又は減価の価額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を次のように改める。

4 個人が既に再評価又は旧再評価を行った家屋について第八條第二項の規定により再評価が行われたものとみなされた場合における当該家屋についての再評価差額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 第二十六條に規定する再評価額から前項本文に規定する償却額又は減価の価額を控除した金額

二 当該家屋が当該家屋(当該家屋について基準日後改良又は増築が行われたときは、その改良又は増築の部分を除く)の譲渡価額又は贈与若しくは遺贈があつた時における価額をこえるときは、その価額に相当する金額

二 既に再評価又は旧再評価のうち最後に再評価したものに係る再評価額又は旧再評価額から

再評価又は旧再評価額から

再評価又は旧再評価額から

再評価又は旧再評価額から

当該再評価の再評価日又は当該旧再評価の旧再評価日から当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に於てより計算した償却額又は減価の価額を控除した金額

第四十二条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第四十五条第一項中「第六条第一項の規定により」及び「再評価日が昭和二十五年八月三十一日以前である場合において、再評価日を含む事業年度終了の日が同年九月一日以後であるときは、同年八月三十一日まで」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項を前項に」を「限度額及び」を「限度額並びに」に、並びに再評価を行なかつた有形減価償却資産及び土地について第十七条、第十九条又は第二十一条に規定する再評価の限度額に相当する金額及びその金額の算出に必要事項を、これらの資産の所在する市町村（都

の特別区の存する区域にあつては特別区、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五十五条第二項の市にあつてはその市の区。以下同じ。）ごとに別紙に記載した明細書及びその写を記載した明細書に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、「前四項を前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第二十四条を」を「第十三条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項及び同条第八項を削る。

第四十五条の二を削る。

第四十六条第一項中「昭和二十五年八月三十一日」を「その再評価日の属する年の九月一日から十月三十一日」に、「同年五月一日」を「昭和二十八年七月一日」に、「資産について」を「基準日が同年七月一日以後である場合においては、その基準日を」を「第三各号に掲げる資産については、その再評価日に」に、「二月末日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「再評価を行つた資産をその事業の用に供した日」を「再評価日に」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第三項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第四項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第二項」に改め、同項但書を削り、同条第七項を削る。

第四十七条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「第二項」に、「第一項を前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十八条第一項中「若しくは第四十五条の二及び」若しくは第四十六条の二」を削る。

第五十条中「第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条第一項、第十四条の二、第十六条又は第十六条の二第一項」を「第十四条第一項若しくは第三項又は第十六条」に、「から第四十六条の二まで」を「又は第四十六条」に改める。

第五十一条第一項各号列記以外の

部分中（第四十五条第三項（同条第五項において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十一日まで）を削り、同項第一号及び第二号中「法人税法を」を「第三十九条第一項各号及び法人税法」に改め、同条第三項を次のように改める。

第六条第一項又は第十四条第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に第一項の規定を適用する。

第五十一条第五項中「第二十四条を」を「第十三条」に改める。

第五十二条第一項本文中「再評価日を」を「再評価（旧再評価）を含む。以下この条において同じ。」に改め、「再評価税の下に（旧再評価税を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項但書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の法人が再評価日（旧再評価日を含む。以下この条において同じ。）以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日までに当該資産を譲渡し、又は贈与しなかつた場合においては、当該法人は、同項の規定にかかわらず、当該資産についての再評価税を、当該事業年度開始の日以後三年内の日を含む各事業年度終了の日から二月以内に、各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して、国に納付しなければならない。但し、当該各事業年度のうちにいずれか一の事業年度において当該資産を譲渡し、又は贈与した

場合においては、当該法人は、当該資産について（再評価税額（旧再評価税の税額）以下旧再評価税額」という）を含む）のうちその譲渡し、又は贈与した日までに本文の規定による納期がまだ到来していない税額を、その譲渡し、又は贈与した日を含む事業年度終了の日から二月以内に、国に納付しなければならない。

第六条第一項又は第十四条第一項の規定により減価償却資産以外の資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用する。

第五十二条第四項を削り、同条第五項中「第二十四条」を「第十三条」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十三条第一項中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に改め、「でその相続の開始があつた日」が昭和二十五年三月三十一日以前である者を削り、昭和二十六年（第四十六

条第二項（同条第五項において準ずる場合を含む）の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する年」を「その再評価日の属する年の翌年」に、「二月一日から同月末日まで」を「二月十六日から三月十五日まで（当該資産について第四十六

条の規定により提出すべき申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌年三月十五日以後である場合においては、当該提出期限の属する年については、当該申告書の提出期限までは、以下第五十八条第一項、第二項

及び第六項において同じ。）に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なるごとに、各別に前項の規定を適用する。

第五十三條第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「第一項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に、「前二項」を「同項」に改め、同項第一号中「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、同項第二号中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第四十六条の二第三項」において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）を削り、「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十四条第一項中「第九条第一項」を「第九条」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第三項」に改める。

第五十五条第二項中「若しくは第二項」を削り、同条第三項を削る。

第五十六条第一項中（第四十五

条第三項の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度終了の日から二月を経過した日の前日）が昭和二十五年七月三十一日前であるときは、当該事業年度分については、同日まで、以下この条において同じ。）を削り、「百分の三十五」を「百分の四十二（第三十九条第一項各号及び法人税法第九条第六項に掲げる法人

については、百分の三十五）」に改

め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の法人が第五十一条第一項の規定により各事業年度終了の日から二月以内に再評価税を納付すべき場合において、当該期限内に改正前の法第五十一条第一項又は同法第五十六条の規定により納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税額の税額と当該旧再評価税額との合計額を第五十一条第一項の規定により当該事業年度終了の日から二月以内に納付すべき再評価税額の合計額とみなして前二項及び第六項の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、当該事業年度が昭和三十四年十二月三十一日を含む事業年度である場合においては、適用しない。

第五十六條第六項中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に、「再評価税額」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下第七項において同じ。)」に改め、同条第八項中第二十四條を「第十三條」に改め、「第二項及び第四項」を削る。

第五十七條第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項中「基準日」の下に「(当該法人が旧再評価を行った法人であるときは、昭和二十五年一月一日)」を、「最初の再評価日」の下に「とし、当該法人が旧再評価を行った法人であるときは、旧再評価日(旧再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日)とする。」を加え、同条第五項中「第二十四條」を「第十三條」に改める。

第五十八條第一項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を

「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の個人が第五十三条第一項の規定により毎年二月十六日から三月十五日までに再評価税を納付すべき場合において、その年二月一日から同月末日までに改正前の法第五十三条第一項若しくは第二項又は同法第五十八條の規定により納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税額と当該旧再評価税額との合計額を第五十三条第一項の規定によりその年二月十六日から三月十五日までに納付すべき再評価税額の合計額とみなして前二項及び第六項の規定を適用する。

4 第一項及び第二項の規定は、その年が昭和三十五年である場合においては、適用しない。

第五十八條第六項中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「第五十三條第一項又は第二項」を「第五十三條第一項」に、「再評価税額」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下第七項において同じ。)」に改める。

第五十九條第二項中「基準日」の下に「(当該個人が旧再評価を行った者であるときは、昭和二十五年一月一日)」を、「最初の再評価日」の下に「とし、当該個人が旧再評価を行った者であるときは、旧再評価日(旧再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日)とする。」を加える。

第六十條を次のように改める。

再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日とする。」を加える。

第六十條を次のように改める。

(繰上納付)

第六十條 再評価税を納付すべき法人又は個人は、第五十一条から第五十三條まで又は第五十五條第二項に規定する納期の到来前においても、大蔵省令で定めるところにより、再評価税額の全部又は一部の繰上納付をすることができ、第六十一條中「又は第五十二條の規定により納付すべき再評価税」を若しくは第五十二條又は改正前の法第五十一条若しくは第五十二条の規定により納付すべき再評価税又は旧再評価税に改め、「第五十六條」の下に「又は改正前の法第五十六條を加え、第六十一條又は第五十二条の規定にかかわらず、これらの規定にかかわらず、再評価税を」を「再評価税又は旧再評価税」に改める。

第六十二條第一項中「第五十二條第一項」の下に「同条第二項但書」を、「再評価の下に(旧再評価を含む。の)」を加え、「(第十五條の規定により再評価を行ったものとみなされた株式を含む。)」を削る。

第六十四條中「第六十條」を削り、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に改める。

第六十五條各号列記以外の部分中「第八十五條第四項」を削り、同条第一号中「から第四十六條の二まで」を「第四十六條」に改める。

第七十條中「から第四十六條の二まで」を「第四十六條」に、「昭和二十七年十二月三十一日(その申告書の提出期限が昭和二十六年十二月三十一日後であるものについては、その提出期限から一年を経過した日)」を「その申告書の提出期限から一年を経過した日」に改める。

を「その申告書の提出期限から一年を経過した日」に改める。

第七十一條第三項中「第二十四條」を「第十三條」に改める。

第七十三條第二項中「第十三條の二第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」を「第十六條第一項若しくは第三項又は第十六條第一項に改め、同条第三項中「第九條第一項」を「第九條」に改める。

第七十七條第一項各号列記以外の部分中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。の)」に改め、「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。以下第二号及び第三号を除きこの条において同じ。の)」を加え、同項第一号中「から第三項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第四項中「百円」を「三百円」に改める。

第七十八條第一項中「第八十五條第四項」を削る。

第七十九條第一項中「第五十二條第一項」を「第五十二條」に、「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に、「再評価税額が過大である場合」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。以下この項において同じ。が過大である場合)」に改める。

第八十二條第一項中「第八十五條第四項」を削る。

第八十四條第一項中「株式以外のもの」を削り、「再評価税額」の下に「(旧再評価税額及び)を加え、税額を含む。」を「税額を含む。以下第二項において同じ。」に、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に改め、同条第三項中「第二十四條」を「第十三條」に改める。

第八十五條を次のように改める。

第八十六條第一項中「再評価日」の下に「(当該資産について再評価を二回行ったときは、二回目の再評価日)」を、「再評価税額」の下に「(改正前の法第五十三條第三項の規定により納付すべき当該資産についての旧再評価税額を含む。以下第二項において同じ。)」を加え、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に改める。

第八十七條第一項中「法人が再評価の下に(旧再評価を含む。の)」を加え、「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。以下この条において同じ。の)」に改め、「再評価税額」の下に「(旧再評価税額及び)を加え、税額を含む。以下第二項において同じ。」を含む。以下第二項において同じ。に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第二項」を「前項」に改め、「第六十條」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第八十八條第一項中「第九條第一項」を「第九條」に、「から第五項まで」を「若しくは第四項」に改め、「再評価税額」の下に「(改正前の法第五十三條第三項の規定により納付すべき当該資産についての旧再評価税額を含む。以下第二項において同じ。)」を加え、「再評価税」を「再評価税(旧再評価税を含む。の)」に改め、同条第二項中「から第五項まで」を「若しくは第四項」に改める。

「若しくは第四項」に改める。

第八十九条中「第八十五条第四項、」を削り、「免除される再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。)」を加える。

第九十五条第三項中「二年」を「四年」に改める。

第九十七条第一項中「又は第四十五条の二」を削り、同条第二項中「有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条第一項及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十七條」を「他の法律」に改める。

第九十八条第一項中「有限会社法第四十六条第一項及び保険業法第六十七條」を「これらの規定を他の法律」に改める。

第一百条第二項中「株式、及び」(株式については、第四十一条第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額)を削り、同条第三項中「第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行った資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を既に再評価又は旧再評価を行った資産について再評価に改め、既に前項の下に「又は改正前の法第六百条第二項」を、「当該金額」の下に「の合計額」を加える。

第二百二条中「再評価を」を「再評価又は旧再評価を」に、「当該再評価」を「当該再評価又は旧再評価」に改め、「再評価差額」の下に「又は旧再評価差額を、前条の下に「又は改正前の法第六百一条」を加える。

第二百三条中「再評価税」の下に「(旧再評価税を含む。以下第九十九条を除きこの章及び第十二章において同じ。)」を加える。

第二百四條の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「法人が再評価の下に「(旧再評価を含む。以下第九十九条及び第四百四條第二項を除きこの章及び第十二章において同じ。)」を加え、資産を含む。以下この条において同じ。」で株式以外のものを「資産を含む、株式及び出資を除く。以下この条において同じ。」に、「再評価日から昭和三十年十二月三十一日」を「再評価日(旧再評価日を含む。以下第九十九条を除きこの章及び第十二章において同じ。)」から昭和三十四年十二月三十一日(減価償却資産以外の資産については、昭和三十七年六月三十日。以下第二項において同じ。に、「二回」を「二回以上」に改め、同条第二項中「株式以外のものを削り、昭和三十年十二月三十一日」を「昭和三十四年十二月三十一日」に改め、同条第四項中「第二十四条」を「第十三条」に改める。

第二百五条及び第六百六条を次のように改める。

第二百五条及び第六百六条 削除

第二百七条第一項第一号中「から第五百五条まで」を「又は第六百四條」に改め、同条第三号本文中「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。以下この章において同じ。)」を加える。

第二百九条第一項中「四分の三」を「十分の九」に改め、「当該法人がその納付すべき再評価税を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価積立金の全額」を削り、同条第二項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第一

項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次の四項を加える。

2 旧再評価を行った法人で再評価を行わないものが旧再評価税を完納したときは、当該法人は、前項の規定にかかわらず、再評価積立金の全額を資本に組み入れることができる。

3 旧再評価及び再評価を行った法人で旧再評価税及び再評価税を完納したものは、第一項の規定にかかわらず、再評価積立金のうち旧再評価差額に係る部分の金額から旧再評価税額に相当する金額を控除した金額の十分の一に相当する金額を第一項に規定する限度額に加算した金額の範囲内において、再評価積立金を資本に組み入れることができる。

4 前項に規定する法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項及び前項の規定にかかわらず、再評価積立金の全額を資本に組み入れることができる。

5 旧再評価を行わなかつた法人で再評価を行ったものが再評価税を完納したときは、当該法人は、昭和三十一年一月一日以後においては、第一項の規定にかかわらず、再評価積立金の金額を資本に組み入れることができる。

第一百十條第一項中「第六十九條」の下に「又は改正前の法第六十九條」を加え、「再評価税額若しくは旧再評価税額、再評価差額若しくは旧再評価差額」に改め、「係る再評価税額の下に「又は旧再評価税額」を、「係る再評価差額

額」の下に「若しくは旧再評価差額」を加え、同条第二項中「第六十九條」の下に「又は改正前の法第六十九條」を加え、「第八十五條第四項」を「改正前の法第八十四條第二項」に改め、「又は第六百五條」を削る。

第一百十條の二の見出し中「及び評価益」を削り、同条第一項中「又は第六百五條第三項」を削り、同条第二項を削る。

第一百十一條第一項中「再評価差額」の下に「(旧再評価差額を含む。以下第九十九条及び第四百四條第二項を除きこの章及び第十二章において同じ。)」を加え、同条第二項中「又は第六百五條」を削り、同条第三項を削る。

第一百十二條第一項中「第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価」を「旧再評価」に、「第四十五條の二」を「改正前の法第四十五條又は第四十五條の二」に、「四分の三」を「十分の九」に改める。

第一百十四條の見出し中「非課税法人及び外国法人を「公益法人等」に改め、同条中「再評価を行った法人で第三十九條の規定により再評価税を課せられないもの」を「第三十九條第一項各号に掲げる法人で収益事業に属しない資産についてのみ再評価を行ったもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十九條第一項各号に掲げる法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行った場合においては、この章の規定のうち第九十七條、第九十八條、第一百一条から第一百四條まで、第七百

条、第八條及び第九條の規定を当該資産に係る再評価についてのみ適用する。この場合において、第一百一条及び第七條中「損失」とあるのは「収益事業に係る損失」と、第四百四條中「再評価(旧再評価を含む。以下第九十九条及び第四百四條第二項を除きこの章及び第十二章において同じ。)」とあるのは「再評価日」とする。

第一百十八條の見出し中「又は組入れ」を削り、同条第一項中「又は第六百五條」を削り、同条第二項を削る。

第二百一十一條第一項中「又は第六十七條」を「若しくは第六十七條又は改正前の法第六十五條若しくは第六十七條」に改め、同条第二項中「二回」を「二回以上」に改める。

第二百二十二條第一項第二号中「各号」を「第一項各号」に改め、同項第四号を削る。

第二百二十五條中「から第四十六條の二まで」を「又は第四十六條」に改める。

第二百二十六條第二号中「から第五百五條まで」を「又は第六百四條」に改める。

第二百二十七條中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

第六部 大蔵委員会會議録第二十六号

昭和二十八年三月二日【参議院】

一五

22年	23年	24年	25年	27年	28年	30年	32年	35年	36年	40年	45年	46年	50年	55年	60年	61年	65年	75年	100年	耐用年数 取替の時期	
2.4	3.0	3.6	4.6	6.6	7.9	10	14	18	20	29	40	43	54	67	79	84	94	123	181	明治 33 年以前	
2.7	3.5	4.2	5.3	7.5	8.9	11	15	20	23	32	45	47	59	73	86	91	101	139	198	明治 34 年	
3.0	3.9	4.6	5.7	8.0	9.5	12	16	21	24	33	46	49	61	75	89	93	104	135	196	明治 35 年	
3.2	4.0	4.7	5.9	8.3	9.7	12	16	22	24	33	46	48	60	74	87	91	101	131	188	明治 36 年	
3.3	4.2	5.0	6.2	8.6	10	13	17	22	24	34	46	48	60	73	86	90	100	129	183	明治 37 年	
3.5	4.3	5.1	6.3	8.7	10	13	17	22	24	33	45	47	58	71	83	87	96	123	175	明治 38 年	
3.7	4.7	5.5	6.8	9.2	10	13	17	23	25	34	46	48	59	72	84	88	97	124	174	明治 39 年	
3.9	4.8	5.6	6.8	9.3	10	13	17	22	25	33	45	47	57	70	81	85	93	118	165	明治 40 年	
4.5	5.5	6.4	7.8	10	12	15	19	25	28	37	49	52	62	75	87	91	100	126	175	明治 41 年	
5.2	6.4	7.4	9.0	12	13	17	22	28	31	41	54	57	69	82	95	99	109	137	188	明治 42 年	
5.8	7.0	8.1	9.7	13	15	18	23	30	32	43	57	59	71	85	97	102	111	139	190	明治 43 年	
6.1	7.4	8.6	10	13	15	19	24	31	33	44	57	60	72	85	98	102	111	138	187	明治 44 年	
6.5	7.8	8.9	10	14	16	20	25	31	34	44	57	60	71	84	96	100	109	135	181	明治 45 年	
7.2	8.6	9.8	11	15	17	21	26	33	36	46	60	63	74	88	99	104	113	139	185	大正 2 年	
8.4	10	11	13	17	19	24	30	37	40	52	66	69	81	96	108	113	122	150	198	大正 3 年	
9.2	10	12	14	18	21	26	32	39	42	54	69	72	84	99	111	116	125	153	201	大正 4 年	
8.4	9.9	11	13	16	19	23	28	34	37	47	60	62	73	85	96	99	107	130	170	大正 5 年	
7.4	8.7	9.8	11	14	16	20	24	29	31	40	50	52	61	70	79	82	88	106	138	大正 6 年	
6.3	7.4	8.3	9.7	12	13	16	19	24	25	32	40	42	48	56	62	65	70	84	108	大正 7 年	
5.7	6.6	7.4	8.6	10	12	14	17	21	22	28	34	36	41	48	53	55	59	70	90	大正 8 年	
5.8	6.7	7.4	8.6	10	11	14	17	20	21	27	33	34	39	45	50	52	55	66	84	大正 9 年	
8.3	9.8	10	12	15	16	20	23	28	30	37	45	47	53	61	67	70	75	88	111	大正 10 年	
9.4	10	12	13	16	18	22	26	30	33	40	48	50	57	65	72	74	79	93	116	大正 11 年	
10	11	13	14	16	19	23	27	32	34	41	50	52	59	67	73	76	81	94	117	大正 12 年	
11	12	13	15	19	20	24	28	33	35	42	51	53	59	67	74	76	81	94	116	大正 13 年	
12	14	15	17	21	23	27	31	36	38	46	55	57	64	72	78	81	86	99	121	大正 14 年	
15	17	19	21	26	28	32	38	44	46	55	65	67	75	84	92	95	100	115	140	昭和 1 年	
18	20	22	26	29	32	37	43	49	52	61	73	75	83	93	101	103	109	125	151	昭和 2 年	
20	22	24	27	32	35	40	46	52	55	65	76	78	87	96	104	107	112	128	153	昭和 3 年	
23	25	27	31	36	39	44	50	57	60	71	82	84	93	103	111	114	120	136	162	昭和 4 年	
31	34	37	41	48	51	58	66	75	78	91	105	108	119	131	141	144	151	170	201	昭和 5 年	
41	45	48	53	61	66	75	84	95	99	114	131	134	147	162	173	177	185	208	244	昭和 6 年	
41	45	48	52	60	65	72	81	91	95	109	124	127	139	152	162	166	173	193	225	昭和 7 年	
39	43	46	50	57	61	68	76	85	89	101	114	117	127	138	147	150	157	174	201	昭和 8 年	
48	47	50	54	61	65	72	80	89	93	105	118	120	130	141	150	153	159	176	201	昭和 9 年	
46	50	53	58	65	69	76	84	93	96	108	121	124	133	144	152	155	161	177	201	昭和 10 年	
49	53	56	61	68	72	79	87	95	99	110	122	125	134	144	152	154	160	175	197	昭和 11 年	
45	49	51	55	61	64	70	77	84	86	96	106	108	115	123	130	132	136	148	166	昭和 12 年	
48	51	53	57	63	66	72	78	85	87	96	106	108	115	122	128	130	134	145	161	昭和 13 年	
48	51	53	57	62	65	70	76	82	84	92	101	102	109	115	120	122	126	135	149	昭和 14 年	
47	50	52	56	61	63	68	73	78	80	87	95	96	101	107	112	113	116	124	137	昭和 15 年	
49	52	54	57	62	64	68	73	78	80	86	93	94	99	104	108	110	112	120	131	昭和 16 年	
50	53	55	57	62	64	68	72	76	78	84	90	91	95	100	104	105	107	113	123	昭和 17 年	
52	54	56	59	63	65	69	72	76	78	83	89	90	93	97	101	102	104	109	117	昭和 18 年	
51	53	55	57	60	62	65	69	72	73	78	82	83	86	90	92	93	95	99	106	昭和 19 年	
46	48	49	51	54	55	58	60	63	64	67	71	71	74	76	78	79	80	84	89	1 月 - 3 月	昭和 20 年
43	44	45	47	49	51	53	55	57	58	61	65	65	67	69	71	72	73	76	80	4 月 - 6 月	
40	41	42	44	46	47	49	51	54	54	56	60	60	62	64	66	66	68	70	74	7 月 - 9 月	昭和 21 年
29	30	31	32	33	34	35	37	38	39	41	43	43	44	46	47	47	48	50	52	10 月 - 12 月	
17	18	19	20	20	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	28	29	29	31	1 月 - 2 月	昭和 22 年
12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19	19	19	20	20	21	3 月	
9.5	9.8	10	10	10	11	11	11	12	12	13	13	13	14	14	14	14	15	15	18	4 月 - 6 月	昭和 23 年
8.3	8.6	8.8	9.0	9.4	9.6	10	10	10	10	11	11	11	12	12	12	12	13	13	18	7 月 - 9 月	
7.4	7.6	7.7	8.0	8.3	8.5	8.8	9.1	9.4	9.5	9.9	10	10	10	10	10	11	11	11	12	10 月 - 12 月	昭和 24 年
6.8	7.0	7.1	7.3	7.6	7.8	8.1	8.3	8.6	8.7	9.0	9.4	9.5	9.7	9.9	10	10	10	10	11	1 月 - 3 月	
5.2	5.4	5.5	5.6	5.8	5.9	6.1	6.3	6.5	6.6	6.9	7.1	7.2	7.3	7.5	7.7	7.7	7.8	8.0	8.4	4 月 - 6 月	昭和 25 年
2.9	3.0	3.0	3.1	3.2	3.3	3.4	3.5	3.6	3.6	3.8	3.9	3.9	4.0	4.1	4.2	4.2	4.3	4.4	4.6	7 月 - 9 月	
2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.4	10 月 - 12 月	昭和 26 年
2.1	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	3.0	3.1	1 月 - 3 月	
2.0	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	3.0	4 月 - 6 月	昭和 27 年
1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.7	7 月 - 9 月	
1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4	1.5	10 月 - 12 月	昭和 28 年
1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1 月 - 3 月	
1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	4 月 - 6 月	昭和 29 年
0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	7 月 - 9 月	
0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	10 月 - 12 月	昭和 30 年
0.97	0.98	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1 月 - 3 月	
0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	4 月 - 6 月	昭和 31 年
0.92	0.93	0.94	0.95	0.96	0.97	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	7 月 - 9 月	
0.86	0.87	0.87	0.88	0.89	0.90	0.91	0.92	0.93	0.94	0.95	0.97	0.97	0.98	0.99	0.99	1.0	1.0	1.0	1.0	10 月 - 12 月	昭和 32 年
0.81	0.81	0.82	0.83	0.84	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.87	0.87	0.89	0.90	0.90	0.91	0.91	0.92	0.93	0.94	1 月 - 3 月	
0.83	0.83	0.84	0.85	0.86	0.87	0.88	0.89	0.89													

別表第一 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数表
(再評価日が昭和28年である場合)

取得の時期	耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
明治33年以前															0.12	0.24	0.43	0.68	0.93	1.3	1.6
明治34年															0.19	0.32	0.51	0.77	1.1	1.5	1.9
明治35年															0.19	0.38	0.57	0.89	1.2	1.7	2.1
明治36年															0.12	0.24	0.42	0.60	0.96	1.3	1.8
明治37年															0.11	0.28	0.46	0.68	1.0	1.4	1.9
明治38年															0.18	0.32	0.48	0.74	1.1	1.5	2.0
明治39年															0.15	0.36	0.57	0.88	1.2	1.7	2.2
明治40年															0.19	0.38	0.57	0.91	1.3	1.7	2.3
明治41年														0.15	0.25	0.45	0.75	1.0	1.5	2.1	2.7
明治42年														0.15	0.31	0.57	0.89	1.3	1.8	2.5	3.1
明治43年														0.20	0.36	0.67	1.0	1.4	2.0	2.7	3.5
明治44年														0.24	0.44	0.74	1.1	1.5	2.2	3.0	4.0
明治45年													0.14	0.28	0.51	0.84	1.2	1.7	2.4	3.2	4.1
大正2年													0.18	0.37	0.61	0.98	1.4	2.0	2.7	3.6	4.6
大正3年													0.24	0.44	0.73	1.2	1.7	2.4	3.3	4.3	5.4
大正4年												0.14	0.29	0.53	0.87	1.4	1.9	2.7	3.7	4.8	6.0
大正5年												0.16	0.28	0.56	0.88	1.3	1.9	2.6	3.5	4.5	5.6
大正6年												0.16	0.28	0.51	0.83	1.2	1.7	2.3	3.1	4.0	4.9
大正7年												0.14	0.26	0.48	0.78	1.1	1.5	2.0	2.7	3.5	4.2
大正8年												0.13	0.27	0.47	0.71	1.0	1.4	1.9	2.5	3.2	3.9
大正9年												0.10	0.16	0.30	0.50	0.78	1.1	1.5	2.0	2.6	3.2
大正10年												0.16	0.28	0.47	0.79	1.1	1.7	2.3	3.0	3.9	4.8
大正11年												0.19	0.33	0.60	0.98	1.4	2.0	2.7	3.5	4.5	5.6
大正12年												0.21	0.42	0.7	1.1	1.6	2.3	3.1	3.9	5.0	6.2
大正13年												0.11	0.27	0.50	0.84	1.3	1.8	2.6	3.4	4.4	5.5
大正14年												0.16	0.36	0.65	1.0	1.6	2.2	3.1	4.1	5.1	6.4
大正15年												0.23	0.50	0.89	1.4	2.2	3.0	4.1	5.3	6.7	8.3
昭和2年												0.33	0.66	1.1	1.8	2.7	3.7	5.1	6.5	8.0	9.9
昭和3年												0.16	0.44	0.85	1.4	2.2	3.3	4.4	5.9	7.5	9.1
昭和4年												0.25	0.59	1.1	1.8	2.7	4.0	5.3	7.1	8.9	10
昭和5年												0.10	0.41	0.92	1.6	2.7	4.0	5.8	7.7	10	12
昭和6年												0.20	0.69	1.4	2.5	4.0	5.8	8.3	10	13	17
昭和7年												0.29	0.84	1.6	2.8	4.4	6.4	8.9	11	14	17
昭和8年												0.12	0.38	0.99	1.8	3.1	4.8	6.8	9.3	11	14
昭和9年												0.18	0.56	1.3	2.3	3.8	5.8	8.1	10	13	17
昭和10年												0.27	0.76	1.7	3.0	4.8	7.0	9.5	12	15	19
昭和11年												0.41	1.0	2.2	3.7	5.7	8.3	11	14	17	21
昭和12年												0.14	0.50	1.2	2.4	3.9	6.0	8.4	11	14	17
昭和13年												0.22	0.71	1.6	3.0	4.9	7.2	9.8	12	16	19
昭和14年												0.31	0.95	2.0	3.6	5.7	8.2	11	14	17	20
昭和15年												0.46	1.2	2.5	4.3	6.8	9.2	12	15	18	21
昭和16年												0.15	0.67	1.7	3.3	5.4	8.0	10	14	17	20
昭和17年												0.27	1.0	2.3	4.2	6.7	9.5	12	15	19	22
昭和18年												0.46	1.4	3.1	5.5	8.2	11	14	18	21	25
昭和19年												0.72	2.0	4.1	6.8	9.8	13	16	19	23	26
昭和20年	1月-3月											1.0	2.6	4.9	7.7	10	13	16	19	23	26
昭和20年	4月-6月											1.1	2.7	4.9	7.5	10	13	16	19	23	26
昭和20年	7月-9月											1.1	4.8	4.9	7.5	10	12	15	18	20	23
昭和20年	10月-12月											0.95	2.2	3.8	6.7	7.7	9.7	11	13	15	17
昭和21年	1月-2月											0.64	1.0	2.4	3.6	4.8	6.1	7.2	8.4	9.5	10
昭和21年	3月											0.49	1.0	1.8	2.6	3.5	4.4	5.2	6.0	6.8	7.6
昭和21年	4月-6月											0.39	0.96	1.4	2.1	2.7	3.4	4.0	4.7	5.2	5.8
昭和21年	7月-9月											0.39	0.82	1.3	1.9	2.5	3.1	3.6	4.2	4.7	5.2
昭和21年	10月-12月											0.39	0.80	1.2	1.8	2.3	2.8	3.3	3.8	4.2	4.7
昭和22年	1月-3月											0.40	0.81	1.2	1.7	2.2	2.7	3.2	3.6	4.0	4.4
昭和22年	4月-6月											0.11	0.34	0.67	1.0	1.4	1.8	2.2	2.5	2.8	3.1
昭和22年	7月-9月											0.07	0.22	0.41	0.68	0.86	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8
昭和22年	10月-12月											0.06	0.18	0.34	0.51	0.68	0.84	1.0	1.1	1.2	1.3
昭和23年	1月-3月											0.07	0.19	0.35	0.51	0.68	0.84	0.98	1.1	1.2	1.3
昭和23年	4月-6月											0.08	0.21	0.38	0.54	0.71	0.86	1.0	1.1	1.2	1.3
昭和23年	7月-9月											0.06	0.14	0.24	0.34	0.44	0.54	0.62	0.69	0.78	0.82
昭和23年	10月-12月											0.06	0.14	0.23	0.32	0.41	0.49	0.56	0.62	0.68	0.73
昭和24年	1月-3月											0.07	0.15	0.24	0.33	0.41	0.49	0.55	0.61	0.67	0.72
昭和24年	4月-6月											0.08	0.17	0.26	0.35	0.43	0.50	0.57	0.62	0.67	0.72
昭和24年	7月-9月											0.09	0.18	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.68	0.72
昭和24年	10月-12月											0.11	0.21	0.31	0.39	0.47	0.54	0.60	0.65	0.70	0.74
昭和25年	1月-3月											0.13	0.23	0.32	0.42	0.49	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74
昭和25年	4月-6月											0.15	0.27	0.37	0.45	0.53	0.59	0.65	0.69	0.74	0.77
昭和25年	7月-9月											0.17	0.28	0.37	0.45	0.52	0.58	0.63	0.67	0.71	0.74
昭和25年	10月-12月											0.19	0.29	0.38	0.45	0.52	0.57	0.61	0.64	0.68	0.70
昭和26年	1月-3月											0.21	0.31	0.39	0.46	0.51	0.56	0.59	0.63	0.65	0.68
昭和26年	4月-6月											0.13	0.25	0.35	0.44	0.50	0.56	0.60	0.65	0.69	0.71
昭和26年	7月-9月											0.17	0.31	0.42	0.50	0.56	0.61	0.65	0.68	0.70	0.73
昭和26年	10月-12月											0.23	0.38	0.48	0.56	0.61	0.65	0.69	0.72	0.74	0.76
昭和27年												0.31	0.46	0.56	0.65	0.68	0.72	0.75	0.77	0.79	0.81

上記の表に該当する耐用年数がない資産についての係数は、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1-償却率)ⁿ×取得の時期に応ずる別表第三の係数

上記の算式において、

「償却率」とは、

- 昭和19年以前に取得した資産については、その耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、
- 昭和20年以降に取得した資産については、その耐用年数を4倍した耐用年数に応じて法人税法の規定により定められた償却率をいい、

「n」とは、

- 昭和19年以前に取得した資産については、その取得の年から昭和27年までの経過年数をいい、
- 昭和20年以降に取得した資産については、その取得の月から昭和27年12月までの経過月数を3で除した数(端数があるときは、これを切り上げる。)

22年 23年 24年 25年 27年 28年 30年 32年 35年 38年 40年 45年 48年 50年 58年 60年 61年 65年 75年 100年																				耐用年数		取得の時期	
2.1	2.8	3.3	4.2	6.0	7.2	9.7	13	17	19	27	38	41	51	64	76	81	90	120	177	明治33年以前			
2.5	3.1	3.8	4.8	6.8	8.2	10	14	19	21	30	42	45	56	70	83	87	98	129	189	明治34年			
2.7	3.5	4.1	5.2	7.4	8.8	11	15	20	22	32	44	47	58	72	85	90	100	121	198	明治35年			
2.9	3.6	4.3	5.4	7.6	9.0	11	15	20	23	31	44	46	57	71	83	88	98	127	184	明治36年			
3.0	3.8	4.5	5.6	7.9	9.3	12	16	20	23	32	44	46	57	70	82	87	96	125	179	明治37年			
3.1	3.9	4.6	5.8	8.0	9.4	12	16	20	23	31	43	45	55	68	80	84	93	120	171	明治38年			
3.4	4.2	4.9	6.1	8.5	9.9	12	16	21	24	32	44	46	56	69	80	85	93	120	170	明治39年			
3.5	4.3	5.1	6.3	8.6	10	12	16	21	23	32	43	45	55	67	77	86	90	115	161	明治40年			
4.1	5.0	5.8	7.1	9.7	11	14	18	23	25	35	47	49	60	72	84	88	97	123	171	明治41年			
4.7	5.8	6.7	8.2	11	12	16	20	26	29	39	52	54	65	79	91	96	105	133	183	明治42年			
5.2	6.3	7.3	8.9	11	13	17	22	28	30	40	54	56	68	82	94	98	107	135	185	明治43年			
5.5	6.7	7.8	9.4	12	14	18	23	29	31	41	54	57	68	82	94	98	107	134	183	明治44年			
5.8	7.0	8.1	9.8	12	14	18	23	29	32	41	54	57	68	81	92	96	105	131	177	明治45年			
6.4	7.8	8.9	10	14	16	20	25	31	34	44	57	59	71	84	96	100	109	134	181	大正2年			
7.5	9.0	10	12	16	18	22	28	34	38	49	63	65	78	92	104	109	118	145	194	大正3年			
8.3	9.8	11	13	17	19	24	29	36	40	51	65	68	80	95	107	111	121	148	196	大正4年			
7.6	9.6	10	12	15	17	21	26	32	35	45	57	59	69	82	92	96	103	126	168	大正5年			
6.7	7.9	8.9	10	13	15	18	22	27	29	37	47	49	58	67	76	79	85	103	135	大正6年			
5.6	6.8	7.5	8.8	11	12	15	18	22	24	30	38	40	46	54	60	62	67	81	105	大正7年			
5.1	6.0	6.7	7.9	9.9	11	13	16	19	21	26	33	34	39	46	51	52	57	68	88	大正8年			
5.2	6.0	6.8	7.8	9.8	11	13	15	18	20	25	31	32	37	43	48	50	54	64	82	大正9年			
7.5	9.3	9.7	11	13	15	18	22	26	28	35	43	44	51	59	65	67	72	86	109	大正10年			
8.5	9.8	10	12	15	17	20	24	29	30	37	46	48	55	62	69	71	76	90	114	大正11年			
9.3	10	11	13	16	18	21	25	30	32	39	48	49	56	64	71	73	78	91	114	大正12年			
9.9	11	12	14	17	19	22	26	31	33	40	48	50	57	64	71	73	78	91	113	大正13年			
11	12	14	16	19	21	25	29	34	36	43	52	54	61	69	75	78	83	96	118	大正14年			
14	16	17	19	23	26	30	35	41	43	52	62	64	72	81	88	91	97	112	137	大正15年			
16	18	17	23	27	30	34	40	46	49	58	69	71	79	89	97	100	105	121	147	昭和2年			
18	20	22	25	29	32	37	42	49	52	61	72	74	83	92	100	103	109	124	150	昭和3年			
20	23	25	28	33	36	41	47	54	57	67	78	80	89	99	107	110	116	132	158	昭和4年			
28	31	33	37	44	47	54	61	70	74	86	100	103	113	125	135	139	146	165	196	昭和5年			
36	40	44	48	56	61	69	78	88	93	108	125	128	141	155	167	171	179	202	238	昭和6年			
35	40	43	48	55	60	67	76	85	89	103	118	121	133	146	156	160	167	187	219	昭和7年			
35	39	42	46	53	56	63	71	79	83	95	109	111	121	132	141	145	151	168	196	昭和8年			
39	42	45	49	56	60	67	75	83	87	99	112	114	125	135	144	147	153	170	197	昭和9年			
42	45	48	53	60	64	71	78	87	90	102	115	117	127	138	146	149	155	171	196	昭和10年			
44	48	51	55	62	66	73	81	89	92	104	116	118	128	138	146	149	154	169	193	昭和11年			
41	44	46	50	56	59	65	71	78	81	90	101	103	110	118	125	127	132	144	163	昭和12年			
43	46	48	52	58	61	67	73	79	82	91	101	102	109	117	123	125	129	140	158	昭和13年			
43	46	48	52	58	61	67	73	79	82	91	101	102	109	117	123	125	129	140	158	昭和14年			
43	46	48	52	58	61	67	73	79	82	91	101	102	109	117	123	125	129	140	158	昭和15年			
43	46	48	52	58	61	67	73	79	82	91	101	102	109	117	123	125	129	140	158	昭和16年			
44	47	49	52	56	59	63	68	73	75	81	88	90	95	100	104	106	109	118	128	昭和17年			
45	48	50	52	57	59	63	67	72	73	79	86	87	91	96	100	101	103	110	120	昭和18年			
47	49	51	54	58	60	63	67	71	73	78	84	85	89	96	97	98	100	106	115	昭和19年			
46	48	50	52	55	57	60	64	67	69	73	78	79	82	88	89	90	91	96	104	昭和20年			
42	43	45	46	49	51	53	56	59	60	63	67	68	71	73	75	76	78	81	87	昭和21年			
38	40	41	43	45	47	49	51	54	55	58	61	62	64	67	68	69	70	74	78	昭和22年			
38	37	39	40	42	44	46	48	50	51	54	57	57	60	62	63	64	65	68	72	昭和23年			
26	27	28	29	30	31	33	34	36	36	38	41	41	42	44	45	45	46	48	51	昭和24年			
15	16	16	17	18	18	19	20	21	21	23	24	24	25	26	26	27	27	28	30	昭和25年			
11	11	11	12	13	13	13	14	15	15	16	17	17	17	18	18	18	19	20	21	昭和26年			
8.6	8.9	9.1	9.4	9.9	10	10	11	11	11	12	13	13	13	14	14	14	14	15	16	昭和27年			
7.5	7.7	7.9	8.2	8.6	8.9	9.2	9.6	10	10	10	11	11	11	11	12	12	12	13	13	昭和28年			
6.6	6.9	7.0	7.3	7.6	7.8	8.1	8.4	8.8	8.9	9.3	9.8	9.9	10	10	10	10	11	11	12	昭和29年			
6.1	6.3	6.5	6.7	7.0	7.2	7.5	7.7	8.0	8.2	8.5	8.9	9.0	9.3	9.5	9.7	9.8	10	10	10	昭和30年			
4.7	4.8	5.0	5.1	5.3	5.5	5.7	5.9	6.1	6.2	6.5	6.9	6.8	7.0	7.2	7.4	7.4	7.5	7.8	8.0	昭和31年			
2.6	2.7	2.7	2.8	3.0	3.0	3.1	3.2	3.4	3.4	3.6	3.7	3.7	3.8	3.9	4.0	4.1	4.1	4.3	4.4	昭和32年			
2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.7	2.8	2.8	2.9	3.0	3.0	3.0	3.1	3.3	昭和33年			
1.8	1.9	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	3.0	昭和34年			
1.8	1.9	1.9	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.9	昭和35年			
1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.8	昭和36年			
0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1																

別表第二 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価係数
(再評価日が昭和29年以後である場合)

耐用年数	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	
取得の時期																					
明治33年以前															0.12	0.18	0.37	0.56	0.87	1.1	1.4
明治34年															0.12	0.25	0.45	0.71	0.97	1.3	1.7
明治35年															0.19	0.32	0.51	0.77	1.1	1.5	1.9
明治36年															0.18	0.36	0.54	0.84	1.2	1.6	2.0
明治37年														0.11	0.22	0.40	0.57	0.91	1.3	1.7	2.1
明治38年														0.10	0.23	0.42	0.64	0.96	1.3	1.8	2.2
明治39年														0.15	0.31	0.46	0.72	1.0	1.5	1.9	2.4
明治40年														0.14	0.28	0.53	0.77	1.1	1.6	2.0	2.5
明治41年													0.10	0.20	0.40	0.60	0.95	1.3	1.8	2.4	2.9
明治42年													0.15	0.26	0.47	0.78	1.1	1.6	2.2	2.8	3.4
明治43年													0.15	0.31	0.56	0.88	1.2	1.8	2.4	3.1	3.8
明治44年													0.19	0.34	0.64	0.99	1.3	1.9	2.6	3.4	4.1
明治45年													0.23	0.42	0.70	1.0	1.5	2.1	2.8	3.6	4.3
大正2年												0.14	0.28	0.51	0.84	1.2	1.7	2.4	3.2	4.0	4.8
大正3年												0.19	0.39	0.64	1.0	1.5	2.1	2.9	3.8	4.8	6.0
大正4年												0.24	0.43	0.73	1.2	1.7	2.3	3.3	4.2	5.3	6.6
大正5年											0.12	0.24	0.44	0.72	1.1	1.6	2.2	3.1	4.0	4.9	6.1
大正6年											0.12	0.22	0.44	0.70	1.0	1.5	2.0	2.7	3.6	4.4	5.4
大正7年											0.12	0.22	0.39	0.63	0.95	1.3	1.8	2.4	3.1	3.8	4.6
大正8年											0.11	0.21	0.39	0.59	0.91	1.2	1.6	2.2	2.8	3.4	4.2
大正9年											0.12	0.25	0.43	0.65	0.98	1.3	1.7	2.3	2.9	3.5	4.3
大正10年										0.14	0.21	0.39	0.65	1.0	1.4	2.0	2.6	3.4	4.3	5.1	6.2
大正11年										0.16	0.28	0.48	0.81	1.2	1.7	2.3	3.1	3.9	4.9	5.9	7.1
大正12年										0.18	0.33	0.59	0.96	1.4	2.0	2.7	3.4	4.4	5.5	6.5	7.8
大正13年										0.20	0.41	0.68	1.1	1.5	2.2	3.0	3.8	4.9	6.0	7.1	8.4
大正14年									0.11	0.28	0.51	0.86	1.3	1.9	2.7	3.5	4.5	5.7	6.9	8.1	9.6
大正15年									0.18	0.39	0.78	1.1	1.8	2.5	3.5	4.6	5.8	7.3	8.8	10	12
昭和2年									0.24	0.52	0.94	1.5	2.3	3.2	4.4	5.6	7.0	8.7	10	12	14
昭和3年								0.11	0.33	0.60	1.1	1.8	2.7	3.7	5.1	6.5	8.0	9.8	11	13	15
昭和4年								0.17	0.45	0.87	1.4	2.2	3.4	4.5	6.1	7.7	9.4	11	13	15	18
昭和5年								0.30	0.72	1.3	2.2	3.3	4.9	6.5	8.7	10	13	15	18	21	24
昭和6年								0.12	0.48	1.0	1.9	3.2	4.8	6.9	9.1	11	14	17	21	25	28
昭和7年								0.18	0.62	1.2	2.2	3.6	5.2	7.4	9.7	12	15	18	22	25	28
昭和8年								0.25	0.78	1.4	2.4	3.9	5.6	7.8	10	12	15	18	21	25	28
昭和9年								0.12	0.37	0.97	1.8	3.1	4.7	6.5	9.1	11	14	17	20	24	27
昭和10年								0.18	0.55	1.2	2.3	3.7	5.6	7.9	10	13	16	19	23	26	30
昭和11年								0.26	0.73	1.6	2.9	4.6	6.7	9.2	12	15	18	22	25	29	33
昭和12年								0.33	0.87	1.8	3.0	4.7	6.8	9.1	11	14	17	20	24	27	30
昭和13年								0.48	1.1	2.2	3.7	5.7	8.0	10	13	16	19	22	26	29	33
昭和14年								0.20	0.64	1.4	2.7	4.4	6.5	8.9	11	14	17	20	23	27	30
昭和15年								0.27	0.85	1.8	3.3	5.1	7.3	9.8	12	15	18	21	24	27	30
昭和16年								0.43	1.1	2.4	4.1	6.1	8.6	11	14	17	20	23	26	29	32
昭和17年								0.14	0.62	1.5	3.0	5.0	7.3	9.9	12	15	19	22	25	28	31
昭和18年								0.25	0.93	2.1	4.0	6.2	8.8	11	14	17	21	24	27	30	33
昭和19年								0.40	1.3	2.8	4.9	7.8	10	13	16	19	22	25	28	31	34
昭和20年	1月-3月							0.59	1.6	3.3	5.5	8.0	10	13	16	19	22	25	28	31	34
	4月-6月							0.61	1.7	3.3	5.4	7.7	10	12	15	17	20	22	25	27	29
	7月-9月							0.65	1.7	3.3	5.4	7.6	10	12	14	17	19	21	24	26	27
	10月-12月							0.58	1.3	2.6	4.1	5.8	7.5	9.3	11	12	14	16	17	19	20
昭和21年	1月-2月							0.36	0.92	1.6	2.6	3.6	4.7	5.7	6.8	7.8	8.9	9.8	10	11	12
	3月							0.27	0.68	1.2	1.9	2.6	3.4	4.1	4.9	5.6	6.3	7.0	7.6	8.2	8.8
	4月-6月							0.22	0.54	0.96	1.5	2.0	2.6	3.2	3.8	4.3	4.9	5.3	5.8	6.3	6.7
	7月-9月							0.21	0.52	0.92	1.4	1.9	2.4	2.9	3.4	3.8	4.3	4.7	5.2	5.6	5.9
	10月-12月							0.21	0.50	0.87	1.8	1.7	2.2	2.6	3.1	3.5	3.9	4.3	4.6	5.0	5.3
昭和22年	1月-3月							0.22	0.51	0.87	1.2	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.7	4.0	4.3	4.6	4.9
	4月-6月							0.19	0.42	0.71	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3	2.6	2.9	3.1	3.4	3.6	3.8
	7月-9月							0.12	0.26	0.43	0.61	0.80	0.99	1.1	1.3	1.5	1.6	1.7	1.9	2.0	2.1
	10月-12月							0.10	0.21	0.34	0.49	0.63	0.77	0.90	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6
昭和23年	1月-3月							0.11	0.22	0.35	0.49	0.62	0.76	0.88	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5
	4月-6月							0.12	0.23	0.37	0.51	0.64	0.77	0.89	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5
	7月-9月							0.08	0.15	0.23	0.33	0.40	0.48	0.55	0.62	0.68	0.74	0.79	0.84	0.89	0.93
	10月-12月							0.08	0.14	0.22	0.29	0.36	0.43	0.49	0.55	0.60	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81
昭和24年	1月-3月							0.08	0.15	0.22	0.30	0.37	0.43	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.75	0.79
	4月-6月							0.06	0.16	0.23	0.31	0.38	0.44	0.49	0.55	0.59	0.64	0.68	0.71	0.75	0.78
	7月-9月							0.10	0.17	0.25	0.32	0.38	0.44	0.50	0.55	0.59	0.64	0.67	0.71	0.74	0.77
	10月-12月							0.11	0.19	0.27	0.34	0.40	0.46	0.52	0.57	0.61	0.65	0.68	0.72	0.75	0.78
昭和25年	1月-3月							0.13	0.21	0.28	0.35	0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.68	0.72	0.74	0.77
	4月-6月							0.15	0.22	0.31	0.38	0.44	0.50	0.55	0.60	0.64	0.68	0.72	0.74	0.77	0.79
	7月-9月							0.15	0.23	0.31	0.37	0.43	0.48	0.53	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.72	0.74

上記の表に該当する耐用年数がない資産についての係数は、その取得の時期及び耐用年数に応じて下記の算式により計算した数による。

(1-償却率)ⁿ × 取得の時期に応ずる別表第三の係数

上記の算式において、

別表第三 鉱業用減価償却資産及びその他の事業用資産(法人)についての再評価係数表

取得の時期	倍	数	取得の時期	倍	数
明治33年以前		622	昭和13年		229
明治34年		649	昭和14年		207
明治35年		642	昭和15年		185
明治36年		604	昭和16年		173
明治37年		574	昭和17年		159
明治38年		535	昭和18年		145
明治39年		519	昭和19年		131
明治40年		481	昭和20年		107
明治41年		500	昭和21年		96
明治42年		524	昭和22年		88
明治43年		518	昭和23年		62
明治44年		499	昭和24年		36
明治45年		471	昭和25年		25
大正元年		470	昭和26年		19
大正2年		492	昭和27年		16
大正3年		487	昭和28年		14
大正4年		402	昭和29年		12
大正5年		320	昭和30年		9.6
大正6年		244	昭和31年		5.2
大正7年		199	昭和32年		3.8
大正8年		181	昭和33年		3.5
大正9年		235	昭和34年		3.3
大正10年		240	昭和35年		1.9
大正11年		228	昭和36年		1.6
大正12年		233	昭和37年		1.5
大正13年		263	昭和38年		1.4
大正14年		277	昭和39年		1.4
大正15年		275	昭和40年		1.3
大正16年		283	昭和41年		1.3
大正17年		344	昭和42年		1.2
大正18年		407	昭和43年		1.0
大正19年		367	昭和44年		1.0
大正20年		320	昭和45年		1.0
大正21年		314	昭和46年		1.0
大正22年		306	昭和47年		1.0
大正23年		284	昭和48年		1.0
大正24年		242	昭和49年		1.0
大正25年			昭和50年		1.0
大正26年			昭和51年		1.0
大正27年			昭和52年		1.0
大正28年			昭和53年		1.0
大正29年			昭和54年		1.0
大正30年			昭和55年		1.0
大正31年			昭和56年		1.0
大正32年			昭和57年		1.0
大正33年			昭和58年		1.0
大正34年			昭和59年		1.0
大正35年			昭和60年		1.0
大正36年			昭和61年		1.0
大正37年			昭和62年		1.0
大正38年			昭和63年		1.0
大正39年			昭和64年		1.0
大正40年			昭和65年		1.0
大正41年			昭和66年		1.0
大正42年			昭和67年		1.0
大正43年			昭和68年		1.0
大正44年			昭和69年		1.0
大正45年			昭和70年		1.0
大正46年			昭和71年		1.0
大正47年			昭和72年		1.0
大正48年			昭和73年		1.0
大正49年			昭和74年		1.0
大正50年			昭和75年		1.0
大正51年			昭和76年		1.0
大正52年			昭和77年		1.0
大正53年			昭和78年		1.0
大正54年			昭和79年		1.0
大正55年			昭和80年		1.0
大正56年			昭和81年		1.0
大正57年			昭和82年		1.0
大正58年			昭和83年		1.0
大正59年			昭和84年		1.0
大正60年			昭和85年		1.0
大正61年			昭和86年		1.0
大正62年			昭和87年		1.0
大正63年			昭和88年		1.0
大正64年			昭和89年		1.0
大正65年			昭和90年		1.0
大正66年			昭和91年		1.0
大正67年			昭和92年		1.0
大正68年			昭和93年		1.0
大正69年			昭和94年		1.0
大正70年			昭和95年		1.0
大正71年			昭和96年		1.0
大正72年			昭和97年		1.0
大正73年			昭和98年		1.0
大正74年			昭和99年		1.0
大正75年			昭和100年		1.0

別表第四 無形減価償却資産についての再評価係数表
(再評価日が昭和28年中である場合)

取得の時期	再評価係数	取得の時期	再評価係数
大正13年	3.1	昭和27年	0.85
大正14年	11	昭和28年	0.90
大正15年	21	昭和29年	0.93
大正16年	32	昭和30年	0.97
大正17年	41	昭和31年	0.98
大正18年	52	昭和32年	0.99
大正19年	76	昭和33年	0.99
大正20年	102	昭和34年	0.99
大正21年	104	昭和35年	0.99
大正22年	102	昭和36年	0.99
大正23年	151	昭和37年	0.99
大正24年	30	昭和38年	0.99
大正25年	44	昭和39年	0.99
大正26年	48	昭和40年	0.99
大正27年	2.2	昭和41年	0.99
大正28年	15	昭和42年	0.99
大正29年	26	昭和43年	0.99
大正30年	36	昭和44年	0.99
大正31年	43	昭和45年	0.99
大正32年	50	昭和46年	0.99
大正33年	53	昭和47年	0.99
大正34年	72	昭和48年	0.99
大正35年	91	昭和49年	0.99
大正36年	78	昭和50年	0.99
大正37年	21	昭和51年	0.99
大正38年	22	昭和52年	0.99
大正39年	44	昭和53年	0.99
大正40年	55	昭和54年	0.99
大正41年	66	昭和55年	0.99
大正42年	17	昭和56年	0.99
大正43年	32	昭和57年	0.99
大正44年	39	昭和58年	0.99
大正45年	47	昭和59年	0.99
大正46年	22	昭和60年	0.99
大正47年	23	昭和61年	0.99
大正48年	19	昭和62年	0.99
大正49年	16	昭和63年	0.99
大正50年	19	昭和64年	0.99
大正51年	16	昭和65年	0.99
大正52年	19	昭和66年	0.99
大正53年	16	昭和67年	0.99
大正54年	19	昭和68年	0.99
大正55年	16	昭和69年	0.99
大正56年	19	昭和70年	0.99
大正57年	16	昭和71年	0.99
大正58年	19	昭和72年	0.99
大正59年	16	昭和73年	0.99
大正60年	19	昭和74年	0.99
大正61年	16	昭和75年	0.99
大正62年	19	昭和76年	0.99
大正63年	16	昭和77年	0.99
大正64年	19	昭和78年	0.99
大正65年	16	昭和79年	0.99
大正66年	19	昭和80年	0.99
大正67年	16	昭和81年	0.99
大正68年	19	昭和82年	0.99
大正69年	16	昭和83年	0.99
大正70年	19	昭和84年	0.99
大正71年	16	昭和85年	0.99
大正72年	19	昭和86年	0.99
大正73年	16	昭和87年	0.99
大正74年	19	昭和88年	0.99
大正75年	16	昭和89年	0.99
大正76年	19	昭和90年	0.99
大正77年	16	昭和91年	0.99
大正78年	19	昭和92年	0.99
大正79年	16	昭和93年	0.99
大正80年	19	昭和94年	0.99
大正81年	16	昭和95年	0.99
大正82年	19	昭和96年	0.99
大正83年	16	昭和97年	0.99
大正84年	19	昭和98年	0.99
大正85年	16	昭和99年	0.99
大正86年	19	昭和100年	0.99

別表第五 無形減価償却資産についての再評価倍率表
(再評価日が昭和29年以後である場合)

種 類	取得の時期	実用 新築 地及び 宅地	建築 増価 増減 及び 営業 増減	電気 ガス 供給 設備 増減 及び 営業 増減	水 利 増 減	専 用 用 途 改 修 増 減 及び 営業 増減	種 類	取得の時期	実用 新築 地及び 宅地	建築 増価 増減 及び 営業 増減	電気 ガス 供給 設備 増減 及び 営業 増減	水 利 増 減	専 用 用 途 改 修 増 減 及び 営業 増減
大正 14 年						3.2	昭 3 月		5.5	12	15	18	
大正 15 年							昭 4 月—6 月		4.3	9.4	11	14	
昭和 2 年							昭 7 月—9 月		4.1	8.3	10	12	
昭和 3 年							昭 10 月—12 月		3.9	7.4	9.0	10	
昭和 4 年							昭 1 月—3 月		3.8	6.9	8.3	9.7	
昭和 5 年							昭 4 月—6 月		0.38	3.1	5.3	6.3	7.4
昭和 6 年							昭 7 月—9 月		0.39	1.8	2.9	3.5	4.0
昭和 7 年							昭 10 月—12 月		0.43	1.4	2.2	2.6	3.0
昭和 8 年							昭 1 月—3 月		0.52	1.4	2.1	2.4	2.8
昭和 9 年							昭 4 月—6 月		0.61	1.4	2.0	2.4	2.7
昭和 10 年							昭 7 月—9 月		0.42	0.86	1.2	1.4	1.6
昭和 11 年							昭 10 月—12 月		0.42	0.79	1.0	1.2	1.3
昭和 12 年							昭 1 月—3 月		0.45	0.78	1.0	1.1	1.2
昭和 13 年							昭 4 月—6 月		0.48	0.78	1.0	1.1	1.2
昭和 14 年							昭 7 月—9 月		0.51	0.78	0.99	1.0	1.2
昭和 15 年							昭 10 月—12 月		0.55	0.79	0.99	1.0	1.1
昭和 16 年							昭 1 月—3 月		0.57	0.79	0.97	1.0	1.1
昭和 17 年							昭 4 月—6 月		0.61	0.82	0.99	1.0	1.1
昭和 18 年							昭 7 月—9 月		0.60	0.78	0.92	0.98	1.0
昭和 19 年							昭 10 月—12 月		0.58	0.73	0.85	0.91	0.97
昭和 20 年							昭和 1 月—3 月		0.57	0.70	0.80	0.85	0.89
昭和 21 年							昭和 4 月—6 月		0.60	0.72	0.81	0.86	0.90
昭和 22 年							昭和 7 月—9 月		0.64	0.75	0.83	0.87	0.91
昭和 23 年							昭和 10 月—12 月		0.68	0.75	0.85	0.88	0.92
昭和 24 年							昭和 27 年		0.71	0.80	0.86	0.90	0.93

別表第六 その他の事業用資産(個人)及び非事業用資産(土地及び家屋を除く。)についての再評価倍率表

取 得 の 時 期	倍 率	数
昭 3 月		8.8
昭 4 月—6 月		6.8
昭 7 月—9 月		5.9
昭 10 月—12 月		6.4
昭和 1 月—3 月		4.6
昭和 4 月—6 月		3.4
昭和 7 月—9 月		2.3
昭和 10 月—12 月		2.2
昭和 1 月—3 月		1.9
昭和 4 月—6 月		1.7
昭和 7 月—9 月		1.4
昭和 10 月—12 月		1.3
昭和 1 月—3 月		1.2
昭和 4 月—6 月		1.1
昭和 7 月—9 月		1.1
昭和 10 月—12 月		1.2
昭和 1 月—3 月		1.2
昭和 4 月—6 月		1.3
昭和 7 月—9 月		1.2
昭和 10 月—12 月		1.2
昭和 1 月—3 月		1.1
昭和 4 月—6 月		1.0
昭和 7 月—9 月		1.0
昭和 10 月—12 月		1.0
昭和 27 年		1.0

別表第七 土地及び土地の上に存する権利の再評価倍率表

取得の時期	倍	数	取得の時期	倍	数
明治33年以前		257	昭和13年		109
明治34年		268	昭和14年		104
明治35年		265	昭和15年		97
明治36年		249	昭和16年		92
明治37年		237	昭和17年		87
明治38年		220	昭和18年		78
明治39年		214	昭和19年		68
明治40年		198	昭和20年		59
明治41年		206	昭和21年		56
明治42年		216	昭和22年		51
明治43年		213	昭和23年		47
明治44年		206	昭和24年		42
明治45年		194	昭和25年		36
明治46年		194	昭和26年		30
明治47年		194	昭和27年		25
明治48年		206	昭和28年		18
明治49年		224	昭和29年		13
明治50年		221	昭和30年		10
明治51年		187	昭和31年		9.2
明治52年		142	昭和32年		6.7
明治53年		89	昭和33年		6.1
明治54年		86	昭和34年		4.0
明治55年		90	昭和35年		3.4
明治56年		88	昭和36年		2.9
明治57年		92	昭和37年		2.6
明治58年		92	昭和38年		2.4
明治59年		91	昭和39年		2.2
明治60年		95	昭和40年		2.1
明治61年		96	昭和41年		2.0
明治62年		100	昭和42年		1.8
明治63年		110	昭和43年		1.7
明治64年		127	昭和44年		1.5
明治65年		135	昭和45年		1.4
明治66年		134	昭和46年		1.3
明治67年		130	昭和47年		1.2
明治68年		126	昭和48年		1.1
明治69年		120			
明治70年		116			

- 附則
- この法律は、公布の日から施行する。
 - 改正後の資産再評価法(以下「新法」という。)の規定(第九九条及び第百十二条の規定を除く。)は、第三項及び第四項の場合を除く外、昭和二十八年一月一日から適用する。
 - この法律施行前に法人又は個人が改正前の資産再評価法(以下「旧法」という。)の規定により行つた再評価(第五項の規定によりなおその効力を有する旧法第十五条の規定によりこの法律施行後に法人が行つたものとみなされる再評価を含む。)、当該再評価に係る再評価税、当該再評価に関する経理及び当該再評価を行つた者の所得の計算並びに旧法の規定により昭和二十八年一月一日前に個人が行つたものとみなされた再評価及び当該再評価に係る再評価税については、新法に特別の定がある場合並びに第四項及び第六項の場合を除く外、なお従前の例による。
 - 新法第七十七條第四項(第七十八條第二項、第七十九條第二項、第八十條第二項及び第八十二條第四項において適用する場合を含む。)の規定は、この法律施行後納付すべき利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額又は重加算税額について適用する。
 - 旧法第十五条の規定は、同法第六條第一項又は第十四條第一項の規定により株式(出資を含む。)について再評価を行つた法人について、この法律施行後当該法人の昭和三十一年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間は、なおその効力を有する。
 - 旧法の規定による再評価を行つた者でこの法律施行の日以後当該再評価に係る再評価税を納付すべきものは、旧法第五十一条から第五十三条まで又は第五十五条第二項に規定する納期の到来前においても、新法第六十條の規定に準じ、当該再評価税の税額の全部又は一部の繰上納付をすることができ。
 - 新法第四十六條又は第四十七條の規定により相続人が昭和二十八年十月三十一日までに申告書を提出しなければならぬ場合において、当該相続人が所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十九條第一項又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十七條第一項の規定により提出すべき申告書の提出期限が同日前であるときは、これらの申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。
 - この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 - 租税特別措置法(昭和二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。
- 第五條の十四第一項中「資産再評価法」を「資産再評価法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)」による改正前の資産再評価法に改める。
- 第十四條第一項中「第九條第一

価（同法第二条第十三項に規定する
旧再評価をいう。以下同じ。）を」

令(昭和二十六年政令第六号)の一
部を次のように改正する。

政令ノ定ムル所ニ依ル同項ノ麦ノ
毀ニ因リ生ズル損失ヲ補填スル爲

第三条 日本国有鉄道及び日本電信電話公社が昭和二十八年度におい

号)(第二〇四六号)(第二〇四七

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一〇号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(三十三通)

請願者 福島県安達郡杉田村大字南杉田字西町三〇

島井藤一外七百七名

紹介議員 油井賢太郎君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一一号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(八十四通)

請願者 熊本県宇土郡不知火村高良 増永金一外千八百七十七名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一二号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(七百六十四通)

請願者 新潟県新発田市立売町 貴船貞次外一万五千八百六十三名

紹介議員 高橋龍太郎君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一三号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(六通)

請願者 東京都板橋区板橋町六ノ八二〇合名会社森田商店内 森田善太郎外八十四名

紹介議員 伊藤 保平君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一四号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(二十三通)

請願者 富山県新湊市四十物町 板谷正二外四百五十一名

紹介議員 梅原 眞隆君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一五号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 愛知県春日井市堀ノ内町三三二 樋口清重外十三名

紹介議員 森 八三三君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一六号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(二十九通)

請願者 群馬県桐生市今泉町七〇〇 西村永作外五十二名

紹介議員 飯島速次郎君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一七号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(四十七通)

請願者 長野県下水内郡永田村 穴田 岡村音治外九百三十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一八号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(五十一通)

請願者 静岡県富士郡富士根村二号 武田武司外千五百十五名

紹介議員 河井 彌八君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇一九号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(六十四通)

請願者 新潟県三島郡大積村大字三島谷二、二六二五十嵐幸蔵外七百四十四名

紹介議員 田村 文吉君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇二〇号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 東京都中央区日本橋区町四ノ五ノ九東酒類株式会社取締役社長 大井良雄外九名

紹介議員 前之園喜一郎君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇二二号 昭和二十八年二月十一日受理

酒税引下げに関する請願(十七通)

請願者 富山市星井町六二上 浜良司外二百九十七名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇三八号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(三千六百九十八通)

請願者 兵庫県印南郡米田町平津 松下繁松外七万一千五百九十五名

紹介議員 黒田 英雄君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇三九号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(六十五通)

請願者 高知県吾川郡神谷村川上直春外千五百四十九名

紹介議員 入交 太蔵君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四〇号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(六十九通)

請願者 秋田市川尻町西表町東丁 佐藤五助外五百三十四名

紹介議員 鈴木 安孝君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四二号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(九十四通)

請願者 愛媛県松山市西立花町 渡辺敏三郎外千九百二十一名

紹介議員 玉柳 實君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四三号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(六十四通)

請願者 山形市旅籠町五九一 住吉豊吉外九百九十四名

紹介議員 小杉 繁安君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四四号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(六十五通)

請願者 高知県香美郡山北村日和崎定寿外千四百四十四名

紹介議員 西山 亀七君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四五号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(三百七通)

請願者 横浜市中区新山下町一ノ一 糟谷長太郎外八千三百十四名

紹介議員 川村 松助君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四六号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(三百七通)

請願者 横浜市中区新山下町一ノ一 糟谷長太郎外八千三百十四名

紹介議員 小串 清一君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四六号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 茨城県久慈郡大田町西三町 根本堅太郎外十九名

紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四七号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 愛知県丹羽郡犬山町大字犬山字東古券六三三 小島たか外二十五名

紹介議員 山田 佐一君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四八号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 名古屋市中千種区清住町二ノ五四 馬場三子男外十九名

紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇四九号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 長崎市浪の平町五一 大川京一外十三名

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五〇号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(二通)

請願者 石川県河北郡宇野気村字指江 酒井政次外四十一名

紹介議員 中川 幸平君 林屋龜次郎君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五一号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(十通)

請願者 三重県三重郡川越村豊田一色 上山武雄外百四十九名

紹介議員 九鬼紋十郎君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五二号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(十通)

請願者 神奈川県藤沢市羽鳥一、二七八 久合田順一外六十二名

紹介議員 石村 幸作君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五三号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(五通)

請願者 埼玉県川口市並木町一ノ二、八四四 榊原友吉外九十九名

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五四号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(七十四通)

請願者 名古屋市中千種区坂下町二ノ一 永田高次郎外千十八名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五五号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(百八十二通)

請願者 福島県郡山市日和田町大字堀込二八 石沢吉男外三千八百八十九名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五六号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(十三通)

請願者 富山県有沢 内田竹次郎外二百九十三名

紹介議員 石坂 豊一君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五七号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(五通)

請願者 熊本県菊池郡農町九五 有田養行外八十三名

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五八号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(四十二通)

請願者 長野県上高井郡小布施村東町 岩井清一郎外七百六十一名

紹介議員 池田宇右衛門君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇五九号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(九十三通)

請願者 岩手県二戸郡福岡町字中町十三 田口佐太郎外千三百十五名

紹介議員 大矢半次郎君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六〇号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(四十通)

請願者 宮城県仙台市新河原町一三九 熊谷政吉外四百四十七名

紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六一号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(三十九通)

請願者 滋賀県蒲生郡西大路村大字音羽三七一 大塚平八郎外七百四十九名

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六二号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(五十二通)

請願者 香川県木田郡田中村大字小養 多田保蔵外八百八十五名

紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六三号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(二通)

請願者 鹿児島県日置郡伊作町中原一、六八六 井之上時義外四十三名

紹介議員 島津 忠彦君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六四号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(八十八通)

請願者 福島県平市宇四ノ九 篠原新吾外千七百八十五名

紹介議員 木村 守江君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六五号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(七十七通)

請願者 高知市朝倉町 清水孝起外一千五百八十三名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六六号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(九十六通)

請願者 福島県河沼郡上野尻村 宇下沖ノ原二、五七七 市橋源之助外二千二百 十二名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六七号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(百二通)

請願者 秋田県雄勝郡湯沢町古 町 川原義造外千四十 九名

紹介議員 長谷山行毅君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇六八号 昭和二十八年二月十二日受理

酒税引下げに関する請願(百五十五通)

請願者 広島県三原市東町 奥 野範一外二千七百三十 七名

紹介議員 仁田 竹一君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二一四二号 昭和二十八年二月十四日受理

酒税引下げに関する請願

請願者 新潟県三条市一ノ木 戸 小林正次外十七名

紹介議員 北村 一男君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二一四三号 昭和二十八年二月十四日受理

酒税引下げに関する請願(三三通)

請願者 秋田県雄勝郡湯沢町 斎藤為治外二十一名

紹介議員 長谷山行毅君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二一四四号 昭和二十八年二月十四日受理

酒税引下げに関する請願(二十四通)

請願者 新潟県三島郡岩村岩 田 堀勝一外三百四十 四名

紹介議員 田村 文吉君

この請願の趣旨は、第一九八八号と同じである。

第二〇八六号 昭和二十八年二月十三日受理

酒税法中一部改正に関する請願(二通)

請願者 群馬県邑楽郡千江田村 江口甲六三二 玉井正 助外三十六名

紹介議員 飯島連次郎君

現行酒税法は昭和十五年に制定せられた法律であるため、新憲法の精神に反することは論議、独占禁止法にも触れる箇所があると考えられるから、酒税法の改正を推進するため酒税法改正審議会を設置し、なお改正に当つては、(一)酒税徴収と生産管理は監督官庁と区別すること、(二)大蔵省当局が行政権と司法権とを兼用することより生ずる弊害を除去すること、(三)酒税の納期を庫出の翌々月末とすること、(四)加算税制度を撤廃し、奨励金制度を設けること、(五)酒税々率を平均三

割引下げること等の実現を図られたいとの請願。

第二〇八七号 昭和二十八年二月十三日受理

酒税法中一部改正に関する請願(二十四通)

請願者 千葉県東葛飾郡布佐町 天来醸造株式会社取締役 役社長 斎藤三郎外六 千八百八十二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二〇八六号と同じである。

第二二三三三号 昭和二十八年二月十七日受理

ガソリン税軽減に関する請願

請願者 浦和市常盤町五ノ三一 埼玉県自家用自動車組 合内 宮沢政吉

紹介議員 小林 英三君

ガソリン税は消費税としての性格から不当に高率であり、他の税率と比較してまことに不当であり不当に高率であるから、ガソリン税にすみやかに減税措置を講ぜられたいとの請願。

第五九五号 昭和二十八年二月十二日受理

所得税法第四二条中改正に関する陳情

陳情者 東京都港区芝新橋六ノ 一 社団法人日本税理士会 連合会長 松隈秀雄外二 名

昭和二十七年所得税法の改正の結果、同法第四二条第二項により弁護士、税理士、弁理士等の自由職業人が法人より報酬若しくは料金の支払を受ける場合にはその金額の一割の所得税の源

泉徴収を受けているが、所得税はいわゆる典型的人税であり、従つて人税の特徴とする層に基く一定期間の総合所得から諸控除を行つた金額が課税標準となるべきであるのに所得でない収入金を課税標準として所得税を源泉予納せるのは申告納税制度の本旨に反するばかりでなく、(一)徴税の便宜主義を排する、(二)法人個人の区別は解し難い、等の理由から、本規定を廃止せられたいとの陳情。

昭和二十八年三月十四日印刷

昭和二十八年三月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局